

官報

号外 昭和五十二年二月十九日

○第八十回 衆議院會議録 第六号

昭和五十二年二月十九日(土曜日)

議事日程 第六号

昭和五十二年二月十九日

午後二時開議

- 第一 農業共済再保険特別会計における農作物
共済及び果樹共済に係る再保険金の支払
財源の不足に充てるための一般会計から
繰入金等に関する法律案(内閣提出)
- 第二 昭和五十年年度における道路整備費の財源
の特例等に関する法律の一部を改正する
法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 昭和五十一年度一般会計補正予算(第1号)
昭和五十一年度特別会計補正予算(特第1号)
昭和五十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)
- 日程第一 農業共済再保険特別会計における農
作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払
財源の不足に充てるための一般会計から繰
入金等に関する法律案(内閣提出)
- 日程第二 昭和五十年年度における道路整備費の
財源の特例等に関する法律の一部を改正する
法律案(内閣提出)
- 人事官任命につき同意を求めるの件
国家公安委員会委員任命につき同意を求めるの
件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を
求めるの件
航空事故調査委員会委員長及び同委員任命につ
き同意を求めるの件
公共企業体等労働委員会委員任命につき同意を
求めるの件

午後六時四十分開議
○議長(保利茂君) これより会議を開きます。

○瓦力君 議事日程追加の緊急動議を提出いたし
ます。

すなわち、この際、昭和五十一年度一般会計補
正予算(第1号)、昭和五十一年度特別会計補正予
算(特第1号)、昭和五十一年度政府関係機関補正
予算(機第1号)、右三件を一括議題となし、委員
長の報告を求め、その審議を進められんことを望
みます。

○議長(保利茂君) 瓦力君の動議に御異議ありま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よっ
て、日程は追加せられました。

昭和五十一年度一般会計補正予算(第1号)

昭和五十一年度特別会計補正予算(特第1号)

昭和五十一年度政府関係機関補正予算(機第
1号)

○議長(保利茂君) 昭和五十一年度一般会計補正
予算(第1号)、昭和五十一年度特別会計補正予算
(特第1号)、昭和五十一年度政府関係機関補正予
算(機第1号)、右三件を一括して議題といたしま
す。

委員長の報告を求めます。予算委員長坪川信三
君。

昭和五十一年度一般会計補正予算(第1号)及び
同報告書

昭和五十一年度特別会計補正予算(特第1号)及
び同報告書

昭和五十一年度政府関係機関補正予算(機第1
号)及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔坪川信三君登壇〕

○坪川信三君 ただいま議題となりました昭和五
十一年度一般会計補正予算(第1号)外二件につ
きまして、予算委員会における審議の経過及び結果
を御報告申し上げます。

この補正予算三件は、去る二月三日日本委員会に
付託され、五日に提案理由の説明を聴取し、昨十
八日及び本十九日の両日質疑を行い、その終了
後、討論、採決をいたしましたものであります。

まず、補正予算の概要について申し上げます。
一般会計は、歳入歳出とも、それぞれ三千五百
四十二億円を追加するものであります。歳入に
おきましては、前年度剰余金受け入れ二千五百四
十二億円を計上するとともに、いわゆる建設公債
を二千億円増発し、他方、いわゆる特例公債を一
千億円減額することとしたしております。

歳入におきましては、景気の回復及び災害復旧
等のための公共事業関係費の追加二千六百三十八
億円、農業共済再保険金の支払い財源の不足を補
てんする等のための経費五百三十一億円、国家公
務員給与改善費四百二十七億円、国債整理基金特
別会計への繰り入れ二千七百七十七億円、その他義
務的経費の追加等三百三十八億円、合計六千六百
一億円の歳出追加を行うこととし、他方、既定経
費の節減九百六十九億円、公共事業等予備費の減
額百五十億円、一般予備費の減額一千四百五十億
円、合計二千五百六十九億円の修正減少を行うこ
ととしたしております。

なお、以上の結果、昭和五十一年度の補正後の
一般会計予算額は、歳入歳出とも二十四兆六千五
百二億円と相なり、歳入のうち、公債金の総額は
七兆三千七百五十億円となることになりました。

特別会計予算におきましては、一般会計予算の
補正に関連して、農業共済再保険特別会計、治水
特別会計等、九特別会計について、所要の補正を
行うこととしたしております。

政府関係機関予算におきましては、日本国有鉄
道及び日本電信電話公社について、運賃、料金収入

昭和五十二年二月十九日 衆議院會議録第六号

昭和五十一年度一般会計補正予算(第一号)外二件

の見込み額の減少等に伴う所要の補正を行うこと
といたしてあります。

次に、質疑について申し上げます。

質疑は、国政の各般にわたって行われましたが、ここでは、補正予算に特に関係のある質疑に
しぼって、その概要を申し上げます。

まず、本補正予算が提出されるに至った経緯に
ついて、「政府は、五十一年度は、総合予算主義
の方針をとり、通常の予算案のほか、公共事業等
予備費まで計上して、景気回復が進まない場合に
はこれで賄うから補正予算の必要はない旨述べて
いたが、夏以降の景気回復が思わしくないので、
各野党は、補正予算を提出して、景気浮揚を図る
よう要求した。それにもかかわらず早期に提出し
なかつたため、景気回復がますますおくれだ。
もっと早く提出すべきではなかつたか」との趣旨
の質疑に対し、政府から、「今年度は災害が予想
以上に大きく、また、財政法の成立及び国鉄、電
電公社の値上げがおくれたこともあって、秋以
降、景気のこ入れが必要となり、五十一年度予
算成立まで待てないので補正予算を編成すること
とした。本補正予算は、五十一年度予算と一体と
なって景気回復を目指すものである。補正をもつ
と早く組めば景気が幾分か変わったかもしれない
が、昨年の秋は総選挙もあり、国会が補正予算を
審議できる状態にはなかつた」旨の答弁がありま
した。

次に、政府の経済見通しについて、「政府は、五
十一年度の当初見通し五・六％成長が達成できそ
うだと述べているが、これは五十一年一月一三月
の輸出増による上昇率のずれ込みが三％もあつた
ことによるものであり、四月以降の実質的な成長
率は大幅に低下した。鉱工業生産の指数はプラ
スマイナスの繰り返しで伸びがなく、企業の稼働
率も昨年二月と変わらず、個人消費も項目別で見
ると好転していないし、失業者数もここ一年間横
ばい状態であるのに果たして目標が達成できるの
か」との質疑に対し、政府から、「昨年の景気は、

経済の動きとしてはおおむね順調であつたが、六
月までの伸びが高かつたために、かえつてその後
景気の停滞感を深めており、また、業種別、地域
別の格差も存在している。しかし、個人消費は回
復過程にあり、設備投資も緩慢ではあるが回復の
兆しが見られ、輸出も一時はどてではないが、依然
高水準にあるので、全体として見ると、五十一年
度は五・七％ぐらいの実質成長が見込まれる」旨
の答弁がありました。

次に、公共事業関係費の追加について、「災害
の早期復旧を図るため復旧進捗を高めることにし
たというが、具体的にどういう措置をしたのか」
との質疑に対し、政府から、「本年度の災害は被
害が非常に大きかつたので、初年度分の復旧進
捗を従来の三〇％から、特に三五％に高める措
置をとつた」旨の答弁があり、続いて、「その措置は
本年度限りではなく明年度も行うのか」との質疑
に対し、「その方向で検討する」旨の答弁がありま
した。

また、「年度末まで一月余りしかないが、公共
事業の年度内の執行は果たして可能か。地方公共
団体の裏負担についてはどう措置をしているのか
か」との質疑に対し、「昨年十一月の七項目の景気
対策もあり、契約の準備を進めているので、年度
内消化は可能であると考える。地方の負担分はほ
とんどを地方債で処置し、災害復旧分は全額、一
般分は八割を政府資金で賄うこととなっている」
旨の答弁がありました。

以上のほか、国債の大量発行下における国債管
理政策、為替レートの変動と物価対策、税額控除
方式による所得税減税、法人所有土地再評価と受
取配当課税、エネルギー資源の安定確保対策、在
韓米軍の削減問題、年金及び医療問題、冷害被害
農業者に対する救済措置、造船業の不況対策、特
殊法人の組織、運営に関する問題、米軍基地跡地
の処理の方針、公営競技のあり方等についてきわ
めて熱心に質疑が行われ、政府からそれぞれ答弁
がありました。その詳細は会議録により御承知

願いたいと存じます。

本日、質疑終了後、補正予算三件を一括して討
論に付しましたところ、政府原案に対し、自由民
主党は賛成、日本社会党は反対、公明党・国民会
議は反対、民社党は反対、日本共産党・革新共同
は反対、新自由クラブは賛成(拍手)の討論があ
り、採決の結果、補正予算三件は、多数をもって
政府原案のとおり可決すべきものと決した次第で
あります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 三件につき討論の通告があり
ます。順次これを許します。藤田高敏君。

(藤田高敏君登壇)

○藤田高敏君 私は、日本社会党を代表し、ただ
いま議題となつております昭和五十一年度補正予
算三件に対し、反対の討論を行います。(拍手)

まず、反対する第一の理由は、この補正予算
は、昭和五十一年度本予算が持つております欠陥
を補正することができていないばかりか、救いが
たいその矛盾をますます拡大しているからであり
ます。また、国民が当面緊急課題として求めており
ますインフレと不況の克服、失業問題の解決、社
会的不正の是正、冷害、災害、雪害などの問題
や地方財政充実への要求に対しては、積極的にこ
たえようとしていないからであります。

政府は、昨年本予算の審議に当たり、この予算
は、国民生活と経済の安定と国民福祉を充実し、
財政の改善合理化を図り、景気を回復させる予算だ
と強調し、五十一年度は、総合予算主義の立場か
ら補正予算は組まないとして断言してきたのであ
ります。ところが、これらの政治目標がことごと
く裏目にあらわれ、国民に大きな失望と政治不信
を高めているというのが現実の姿ではないでしょ
うか。

まず第一に、国民生活の実態はどうでしょう。
政府のインフレと不況によって勤労国民の実質収
入は半年以上も連続で低下し、失業者は百万人を

数え、中小企業の倒産は、負債額一千万円以上
に限定しても毎月一千件を超えているという、きわめて
憂慮すべき状態が慢性化しております。農民は冷
害、災害、雪害によって生活基盤が脅かされ、わ
けても年金生活者や生活保護世帯の生活は惨たん
たるものであります。

国民生活がこのような状態にまで追い詰められ
た原因は何でありましょうか。その主たる原因
は、昨年は物価上昇率以下に賃金と生産者米価を
抑制し、国鉄運賃、電信電話料金、社会保険料等々
の公共料金の引き上げや、電気、ガス料金的大幅
引き上げ等により、国民大衆のふところから直接
巻き上げた金額は三兆円にも及んだからでありま
す。

この補正予算には、このような国民生活を積極
的に改善しようとする意欲はほとんど見受けら
れなかつた。したがって、国民生活擁護を最
大の政治目的とするわが党としては、この補正予
算を支持することができないのはけだし当然であ
ります。(拍手)

反対する第二の理由は、この補正予算は、国家
財政の硬直化をますます強めているからでありま
す。

国債発行を中心とする借金財政は、いまや国民
の目をこまかすことができないところまで立ち至
りました。国債発行額は、五十一年度末累計額に
おいて二十二兆四千億円、そのうち赤字公債額は
五兆七千四百億円にも達しようとしているにもか
かわらず、今回の補正では、一千億円の赤字公債
の減額補正を行っています。その実態は、新た
に公債費として二千億を追加しているものでありま
す。

また、今回の歳入財源の中心は、前年度剰余金
を充当し、翌々年度まで留保して使用できるこの
剰余金二千五百四十二億円を取り崩して使用する
など、財政硬直化への道をますます強める予算措
置をとっているのであります。

もし、この前年度剰余金を補正財源として操作

しなかつた場合は、全予算に占める国債発行額は優に三〇%を超えることになるのでありまして、このことは、政府みずから策定した五十年代前期財政計画を、政府みずからの手によって破綻させることになるのであります。かかる無責任な財政硬直化政策に賛成することは絶対にできません。

(拍手)

反対する第三の理由は、政府が強調することく、この補正予算は着実な景気回復の決め手にはならないということでありまして、

すなわち、先日来より、昭和五十一年度本予算の本案議や予算委員会におけるわが党議員の質問ですらに明らかとなり、これだけ景気が沈滞し、わが国経済に対する国際環境が厳しい中では、政府が主張する性格の公共事業万能主義の景気回復策は、その基本においてその処方せんを間違えていると言わざるを得ないのであります。

いわんや、今回の補正による公共事業費は、合わせて二千六百三十八億程度の小規模のものであり、その財源も、既定予算中の一般予備費と公共事業予備費の一部を取り崩したものでありまして、純然たる歳出規模の増加ではありません。

そればかりか、昨年国鉄、電電公社の工事費の削減額は約六千七百億円にも及びましたが、その後の復活は四千億程度にすぎず、二千七百億円は五十一年度の枠より減少しているものであります。

したがって、先ほど指摘した今回の補正による公共事業費を追加しても、財政計画を含めて考へるとき、事業費の絶対額は減少しているものでありまして、この補正が財源の立場から見ても、景気浮揚予算になると主張するのは、ごまかしと言われても仕方がないところであります。(拍手)

要は、五十一年度本予算が望ましい景気浮揚のてことなり得ないで、補正予算を組まねばならなくなつたその原因を、いまこそ福田内閣は厳しく反省して出直すべきであります。

高度成長時代の遺物である企業優遇税制を初め、医師優遇税制や利子配当所得の分離課税制度

昭和五十一年二月十九日 衆議院会議録第六号

等を存続させ、社会的に不公平を積極的に是正しないばかりか、所得減税を見送つてきた五十一年度予算が、景気浮揚にはいかに無力であつたかを、政府は率直に反省すべきであります。

さればこそ、わが党は年度内減税三千億を主張してきたところでありますが、当面、全野党がこぞつて要求しております一兆円減税こそが所得の目減り対策として有効であるとともに、最も現実的に即したインフレなき景気浮揚策であることを、福田内閣は率直にこれを認めるべきであることを強く主張するものであります。(拍手)

最後に、この補正予算は、国民が緊急課題として求めている災害、冷害、雪害対策に対してもきわめて冷淡であり、これが地方財政に対する財源措置も、これまたきわめて冷淡なものであります。特に、東北、北海道を中心に襲つた冷害対策のごときは、被害総額約四千億と言われているものに對し、そのほとんどを農業共済再保険の施策に逃げ込んでしまつており、被害農民に対する救農土木事業さえ起こし得ない冷徹非情なものであります。

「だれよりもだれよりも農民を愛する」と言つたのはだれか。その政治責任を問いたくなるところであります。(拍手)

さらに、この補正は、地方財政に対する裏づけ財源についても、全部の公共事業に對し一千八十億程度の地方債をつけているだけでありまして、全国自治体の借金財政を一層深刻なものにしていくのであります。いやしくも国の責任による公共事業の裏づけ財源は、地方自治体の借金として残らない地方交付税等により国の責任でめんどろを見るべきであります。

以上、指摘してきたように、補正を組まざるを得なくなつた政府見通しの誤りを厳しく追及をし、後手後手政策を強く批判いたしまして、本案に對する私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(保利茂君) 大村襄治君。

「大村襄治君登壇」

○大村襄治君 私は、自由民主党を代表し、ただいま議題となりました昭和五十一年度一般会計補正予算(第一号)外二件の補正予算に對し、賛成の討論を行うものであります。(拍手)

現在わが国の最も緊急な政治課題は、一日も早く景気をよくして経済をインフレと失業のない安定成長の路線に定着させ、雇用不安を解消するとともに、国民生活を充実、向上させることとあります。これが資源有限時代における福祉社会実現の前提であります。それには、国民経済の中において圧倒的な比重を占める国、地方の財政を通じて、政府が先導的役割りを果たすことは、当然の責務であります。

今回、政府から提出された五十一年度補正予算は、これに続く五十一年度予算と一体としてその責務にこたえるものであるとともに、近年にない大きな被害をもたらした昨年の十七号台風災害及び冷害の復旧救済措置等に必要予算の追加を行うものである、現下の緊急な要請にこたへるものであります。

その内容の主なもの、景気の浮揚、雇用の吸収と災害、冷害対策のための公共事業費予算の追加が約二千六百三十八億円、農作物被害に對する農業保険費の追加が約五百三十一億円、人事院勧告の完全実施に必要な給与費の追加が約四百二十七億円、義務教育費や国民健康保険助成費等の義務的経費の精算不足額補てんのための追加が約二百七十九億円等であります。この一般会計予算の補正に関連する特別会計予算の補正と、国鉄の運賃改定のおくれによる工事勘定予算の財源不足補てん一千八百四十億円の追加等であります。いずれも当面緊急な経費または法律上当然の経費の追加であります。

このような歳出予算の追加に見合う財源措置として、一般予備費、公共事業等予備費の削減のほか、既定経費を約九百六十九億円も削減し、公債依存度の上昇を極力抑えています。そのため、いわゆる建設公債は二千億円増発するが、いわゆる赤字公債は一千億円減額し、差し引きで

一千億円の公債増発にとどめております。節度のあつた適切な財源措置と言ふべきであります。(拍手)

以上のように五十一年度補正予算の内容を分析するに、私は、政府として果たすべき責務に十分こたえた補正予算であると評価するものであります。

一部には、財政面からの景気刺激は、公共事業よりも大幅減税による国民購買力の増大の方が効果的という議論がありますが、そのような議論に根拠の乏しいことは、多くの専門家が指摘するところでありまして、(拍手)減税と公共投資の需要効果を確める専門機関が科学的に試算した結果では、いずれも公共投資の方が減税の二倍前後の需要効果のあることを示しているものであります。苦しい財政事情のもとにおいて、財政主導の景気浮揚対策をとるには、需要効果の最も大きい方法によるべきことは、政治としての当然のことではないでしょうか。

私は、ただいま議題となつてゐる五十一年度補正予算が、これに続く本格的景気浮揚型の五十一年度予算の先駆的役割りを果たすものとして高く評価するものであり、一日も早く成立することを切望して、賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(保利茂君) 二見伸明君。

「二見伸明君登壇」

○二見伸明君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました昭和五十一年度補正予算三案に對する討論を行います。(拍手)

当面する経済情勢は、景気回復が著しくおくれ、厳しい様相を呈しております。

個人消費は依然として停滞したままであり、また、民間設備投資も一向に盛り上がる気配もありません。一方、完全失業者は百万人にも及び、中小企業の倒産件数は激増の一途をたどつてゐるのであります。物価の上昇が高水準を維持していることは言うまでもありません。

こうした状況は国民所得統計にもはつきりあらわれ、本年度第一・四半期こそ年率五・三%の成

一〇九

長を記録したものの、第二・四半期は年率一〇%にとどまり、近く発表される第三・四半期も二%台の成長しか予想されていないのであります。

景気回復のおくれは本年度当初から懸念されていたところであり、われわれも、早くから、所得税減税を中心とした生活防衛を通じ、国民生活優先の景気対策の実施を要求してきたのであります。

ところが、政府・自民党は、ロッキード事件の真相隠しとロッキード事件を契機として起こった政権抗争に明け暮れ、昨年十一月十二日に景気てこ入れ策を決定するまで、景気回復に有効な対策を全く講じてこなかったのであります。(拍手)

私は、今日の景気回復のおくれは、ひとえに政府・自民党がもたらした政策不況であり、政治不況であると断言せざるを得ないのであります。(拍手)しかも、今回国会へ提出された補正予算案も、とうてい景気の着実な回復を実現するにはほど遠い内容と言わなければなりません。

以下、補正予算案に反対する主な理由を申し上げます。

第一に、補正予算案においては、国民が一致して要求している所得税減税に全く目を向けていないこととあります。

本年度は、所得税減税が見送られた上に、社会保険料の引き上げ、公共料金を中心とした物価上昇が続いたために、国民生活が極度に圧迫されていることは言うまでもありません。

昨年度年収二百萬円の標準世帯では、本年度一〇%の年収がふえ、二百二十萬円になったとしても、所得税、住民税、厚生年金、健康保険の負担増が四萬円近くにもなり、物価上昇分を加えると二十萬円の年収アップを上回る負担増を強いられているのが実情であります。これでは個人消費が伸びるはずはなく、景気を上向きに乗せることができないのは言うまでもありません。

政府は、五十二年度税制改正において、本年一月から減税を実施しようとはしているものの、それは当面する国民生活に影響を及ぼすものではないのであります。

われわれは、苦境に追い込まれている国民生活を守り、景気を着実に回復させ、さらに安定成長時代への移行を可能にするために、かねて税額控除方式によって少なくとも三千億円の年度内減税を実施することを主張し、その財源をも明示してきたのであります。国民の切実な要求に耳を傾けようとしないうる政府の態度は、納得できるものではありません。

第二に、社会保障政策の拡充にも何ら手をつけず、中小企業対策にも配慮を欠いていることとあります。

五十一年度においても、確かに各種年金の給付額や生活扶助基準は引き上げられました。しかし、たとえば老齢福祉年金は、昨年十月から月千五百円、日額五十円引き上げられたにすぎないのであります。生活扶助基準も、一級地で標準世帯

において月額九千三百六十三円、一人日額にして七十八円の引き上げにすぎなかったのであります。

不況の長期化と物価上昇が続く、一層厳しい生活環境に追い込まれている老人、身障者、母子家庭などの社会的に弱い立場の人たちの生活を守るために、補正予算において、老齢福祉年金の上積みや生活扶助基準の引き上げを実施すべきことは、当然のことと言わなければなりません。

また、中小企業は仕事量が激減し、加えて大企業へのしわ寄せをまともに受け、倒産の危機に直面しているのが実情であります。本来であるならば、中小企業分野調整法の制定や下請代金支払遅延等防止法の強化が速やかになされなければならぬはずであります。

第三は、地方財政対策が不十分きわまりないこととあります。

不況の影響により地方税収が伸び悩み、また、地方交付税が減少しているにもかかわらず、地方自治体に対する行政需要は年々高まり、さらに、国の公共事業の負担増の増大によって地方財政はますます窮乏の度を加えております。このような状況は、赤字団体が続出していることや、一昨年来の地方団体の借入金の激増が如実に示しているところとあります。

こうした状況にあるにもかかわらず、今回の補正予算による公共事業の拡大も、地方団体の裏負担を地方債という借金によって全額措置させよう

としているのであります。これでは借金押しつけ政策と言わなければなりません。

最近の地方単独事業の落ち込みを見ても、地方財政対策に配慮しなければ公共事業の効果すら減殺されてしまうことは必至であります。公共事業を拡大するのであれば、その地方負担は、本補正で臨時特例交付金をもって措置すべきであったのであります。

第四は、冷害、災害復旧対策も十分とは言えないこととあります。

昨年の冷害被害は、単なる異常低温や日照り不足という気象条件のみによってもたらされたものではありません。政府・自民党の農業切り捨ての経済政策が、農業の構造と体質をゆがめ、被害を一層深刻にしていることも周知の事実であります。

冷害地においては、農業収入が減少し、不況のため出かせぎも思うにまかせず、そのため農家の経済状態はますます逼迫しております。いまや救済農土不事業の拡充や農業共済制度の改善を含め、一層強力な被害農家の救済は急務であります。

災害復旧対策についても同様であります。政府が十分な財政措置を講じていないために、国庫補助対象外の災害復旧事業が相当量に上っており、いたずらに地方財政を圧迫しております。補正予算において、国庫事業の対象の拡大、補助率の引き上げ、さらに地方債の起債充当率の拡充は当然であったのであります。

今回の補正予算に対し、われわれは、昨年十二月二十日、政府に、当面の緊急対策を講じ、あわせて国民生活優先の経済への転換を展望できる補正予算の編成を要求いたしました。しかし、政府は、この要求を全く無視したのであります。

なお、今回の補正の財源措置、すなわち、予備費の削減、既定経費の節減などを見ても、五十二年度予算の修正、一兆円減税が財源的に見ても可能であることを申し上げておきたいのであります。以上をもって、昭和五十一年度補正予算三案に対する反対討論を終わります。(拍手)

○議長(保利茂君) 山本第一郎君。

〔山本第一郎君登壇〕

○山本第一郎君 私は、民社党を代表して、ただいま上程されました昭和五十一年度補正予算案に対し、反対討論を行い、政府の強い反省を求めるものであります。(拍手)

私は、せっかくの機会でございますから、この際、豪雪地帯の生活実態に触れて、福田総理並びに閣僚諸賢に一言申し上げておきたいと思っております。

それは、御承知のとおり、昨年末より、北海道、東北、北陸、山陰地方一帯にかけ、異常豪雪と寒波に見舞われており、ついには五十二名をも超える死者を出すなど、相次ぐ惨事が繰り広げられておるのであります。

北越雪譜の一節に、「今年もまたこの雪中にある事かと雪を悲しむ」というのがあります。これ

が豪雪地帯における住民の生活であり、その悲惨なる実態であります。同時に、この豪雪地帯住民は、連日にわたって屋根の雪おろしや住宅の周辺及び道路の除雪作業に貴重な時間を割いてその生活権を確保しているものであります。その費用たるや大変な額に達しております。

ところで、勤労者の場合は、この豪雪との闘いの中で、交通渋滞や除雪のために遅刻や早退をいたしますれば、それは直ちに賃金カットとなり収入減となって生活に直接響いてくるのであります。しかしながら、このことは勤労者に限ったことではございません。自営業者はむろん、中小商工零細業者の場合は、それよりもさらに多くの犠牲を払っているのであります。

ただでさえ豪雪寒冷地帯の人々は苦しい生活を強いられ、このような収入減と費用の増が重なるのでありますから、政府が見通している一三・六％もの個人消費の伸びはとうてい期待し得べくもないというのが実感ではないでしょうか。

したがって、これら豪雪地帯二千万人住民が強く訴えていることは、豪雪減税を上乘せした大幅な減税の実施要望なのであります。総理、この実態と豪雪地帯の住民の叫びがおわかりでございますか。

総理は、これまでかたくなに減税を拒否し続けてこられました。その理由とされるものは、景気を浮揚するには、波及効果の最も高い公共事業

でなければだめだと主張し続けていることでありましょう。私も、決してそれを全面的に否定いたすものではありませんが、しかし、総理、考え直していただきたいのは、昨年の夏以来、国民の受けた災害がいかに大きなものであるかということでありまして。

ただいま申し上げました豪雪被害のみならず、相次ぐ集中豪雨や十七号台風による被害、そして山村僻地の冷害、凶作など、償い得ない個人損害は把握できないほどの莫大な額に達しているものであります。しかも、この個人損害は長期に低迷する不況下のものでありますから、国民の苦しみは一片の統計数字ごときものであらわされるものではございません。御存じのように、最近の新聞、テレビで連日のように報道されている生活苦からくる自殺や一家離散などの悲劇は、このことを如実に証明しているのと受けとめなければならぬのであります。

わが党は、以上に述べたごとく、疲弊した国民生活の実態に照らして、それにこたえる普遍的な施策は減税が第一であり、しかもそれは急ぐ必要があるとの観点から、年度内的大幅減税を再三再四にわたって政府・与党に要求してきたのであります。政府はそれを少しも考慮しないのみならず、国民に対しては全く冷淡な補正予算を提出してきたのであります。この一点をとらえても、とうてい賛成できるものではありません。(拍手)

ここに私は、本年度補正予算案に対し、明確に

反対の意思を表明するものであります。

反対理由の第二点は、一般公共事業費の追加額が一千七百三十六億円であるのに対し、災害復旧費の追加が九百一億円というきわめて低いことでありまして。

わが党は、昨年発生した大規模災害は、単に損害箇所を復旧すればよいというような安易なものではなく、常に地域経済の全体に大きな影響を与えるものでありますから、その復旧については、地域経済が復旧への自力培養ができるよう、地域経済振興対策を同時並行するよう強く主張しているものであります。今回の補正予算案では、こうした配慮が全く欠けていることは明白であります。

福田総理、あなたは経済の専門家と自負してはいますが、相当な地域にわたって災害を受けた場合には、その地域にある農業、工業などの生産が著しく減退し、流通業も大きな被害をこうむり、さらに地域的購買力の低下がはなばしいものがあることをお忘れではないでしょうか。そうした地域における経済の衰退は、都会へのかせぎ人口を増大させるほか、若年層の離村など、生産年齢層が分散あるいは疎開する形をとって行われることも御承知の通りであります。

このような事態を避け、国土の均衡ある発展を促すという立場から考えますならば、当該地域の農林水産業、中小商工業を初めとする地域産業の復活が敏速に行えるよう、積極的な援助活動をし

昭和五十二年二月十九日 衆議院會議録第六号

なければならぬはずであります。こうした配慮のない災害復旧対策は、決して本当の意味での災害対策とは言えないと思うのでありまして、これを欠いた五十一年度補正予算案を厳しく批判してやまないものであります。

最後に、私は、本年度の経済実態から見ても、早期に予算の補正を行う必要に迫られていたにもかかわらず、国民不在の相も変わらぬ自民党の政権抗争によって大きく遅延した責任を問わないわけにはいかないものであります。

三木おろしから福田政権へと政策不在、国民無視の状態が経過してきた自民党政府の政治責任は、まことに大なるものがあり、議会制民主主義に反するものと申して過言ではないのであります。

しかも、本補正予算案は、国民が熱望した補正予算案ではないという幻滅の悲哀を感じるところを改めて強調するとともに、福田内閣が一日も早く国民の立場に立つて、国民の要望に正しくこたえる内閣になりますよう希望を表明しながら、昭和五十一年度補正予算案に対する私の反対討論を終わる次第であります。(拍手)

○議長(保利茂君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(保利茂君) 三件を一括して採決いたします。

す。三件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、三件とも委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

日程第一 農業共済再保険特別会計における農作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充ててするための一般会計から繰入金等に関する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第一、農業共済再保険特別会計における農作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充ててするための一般会計から繰入金等に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長小淵恵三君。

農業共済再保険特別会計における農作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充ててするための一般会計から繰入金等に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔小淵恵三君登壇〕

○小淵恵三君 ただいま議題となりました農業共済再保険特別会計における農作物共済及び果樹共

済に係る再保険金の支払財源の不足に充ててするための一般会計から繰入金等に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、昭和五十一年度におきまして、東日本を中心とする異常低温及び西日本各地における暴風雨等により、水稲、麦、リンゴ等の被害が異常に発生したことに伴い、農業共済再保険特別会計の農業勘定及び果樹勘定における再保険金の支払い財源に不足が生ずる見込みでありますので、一般会計から、農業共済再保険特別会計の農業勘定に四百五十二億六千六百六十一万円、同特別会計の果樹勘定に五十八億四千二百七十三万円を限り繰り入れることができることとするともに、農業勘定の積立金を同勘定の歳入に繰り入れることができることとしようとするものであります。

なお、一般会計からの繰入金につきましては、将来、農業共済再保険特別会計の農業勘定または果樹勘定におきまして決算上の剰余が生じた場合には、再保険金支払基金勘定に繰り入れるべき金額を控除した残額をそれぞれ一般会計に繰り戻さなければならぬこととしております。

本案につきましては、審査の結果、去る十六日質疑を終了し、昨十八日採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 昭和五十一年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第二、昭和五十一年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。建設委員長北川義一君。

昭和五十一年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔北川義一君登壇〕

○北川義一君 ただいま議題となりました昭和五十一年度における道路整備費の財源の特例等に関する

昭和五十一年度一般会計補正予算(第一号)外二件 農業共済再保険特別会計における農作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充ててするための一般会計から繰入金等に関する法律案 昭和五十一年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

る法律の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、現下の厳しい財政事情にかんがみ、景気対策の一環として追加される道路整備費の財源を確保するため、道路整備緊急措置法のいわゆる特定財源に関する規定の特例措置を設け、本来、昭和五十二年の道路整備費の財源に充てらるべき昭和五十年の揮発油税等の収入見込み額に対する増収額に相当する金額約三百七十四億円を昭和五十一年度の同財源に充てようとするものであります。

本案は、去る二月三日本委員会に付託、同月十八日質疑を終了、討論、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

昭和五十二年二月十九日 衆議院会議録第六号

人事官任命につき同意を求めるの件
国家公安委員会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

航空事故調査委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

公共企業体等労働委員会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(保利茂君) お諮りいたします。

内閣から、

人事官に愛川重義君を、

国家公安委員会委員に池田潔君を、

中央社会保険医療協議会委員に園城寺次郎君を、

を、

航空事故調査委員会委員長に岡田實君を、

同委員に上山忠夫君、諏訪勝義君、八田桂三君及び山口真弘君を、

公共企業体等労働委員会委員に市原昌三郎君、金子美雄君、隅谷三喜男君、中西實君、原田運治君、舟橋尚道君及び峯村光郎君を

任命したので、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。

まず、人事官、中央社会保険医療協議会委員、航空事故調査委員会委員長及び同委員、及び公共企業体等労働委員会委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えるに決しました。

次に、国家公安委員会委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

○議長(保利茂君) 本日は、これにて散会いたします。

午後七時一分散会

出席閣僚大臣

内閣総理大臣 福田 赳夫君
法務大臣 福田 一君
外務大臣 鳩山威一郎君
大蔵大臣 坊 秀男君
文部大臣 海部 俊樹君
厚生大臣 渡辺美智雄君
農林大臣 鈴木 善幸君
通商産業大臣 田中 龍夫君
運輸大臣 田村 元君
郵政大臣 小宮山重四郎君
労働大臣 石田 博英君

建設大臣 長谷川四郎君
自治大臣 小川 平二君
国務大臣 石原慎太郎君
国務大臣 宇野 宗佑君
国務大臣 倉成 正君
国務大臣 園田 直君
国務大臣 田澤 吉郎君
国務大臣 西村 英一君
国務大臣 藤田 正明君
国務大臣 三原 朝雄君

○明読を省略した議長の報告

〔議決通知〕

一、去る十七日、本院は皇室会議予備議員及び皇室経済会議予備議員を次のとおり選任し、かつ、予備議員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨内閣に通知した。

皇室会議の予備議員

第一 衆議院議員 船田 中君

第二 同 前尾繁三郎殿

皇室経済会議の予備議員

第一 衆議院議員 田中伊三次君

第二 同 荒松清十郎君

〔選出通知〕

一、去る十七日、本院は検察官適格審査会委員及び同予備委員を次のとおり選挙した旨内閣に通知した。

昭和五十年年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律の一部を改正する法律案 人事官任命につき同意を求めるの件等五件 明読を省略した議長の報告

検査官適格審査会委員

天野 光晴君 古屋 亨君

桶 兼次郎君 沖本 泰幸君

同予備委員

保岡 興治君(天野光晴君の予備委員)

山崎武三郎君(古屋亨君の予備委員)

広瀬 秀吉君(桶兼次郎君の予備委員)

長谷雄幸久君(沖本泰幸君の予備委員)

(指名通知)

一、去る十七日、本院は国土総合開発審議会委員に衆議院議員三池信君、同野田卯一君、同古井喜實君、同天野光晴君、同服部安司君、同井上普方君、同村山喜一君、同岡本富夫君及び同内海清君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る十七日、本院は東北開発審議会委員に衆議院議員松澤雄蔵君、同菅波茂君、同竹中修一君、同川口大助君及び同武田一夫君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る十七日、本院は九州地方開発審議会委員に衆議院議員二階堂進君、同佐藤文生君、同山下徳夫君、同細谷治嘉君及び同大橋敏雄君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る十七日、本院は四国地方開発審議会委員に衆議院議員加藤常太郎君、同大西正男君、同今井勇君、同藤田高敏君及び同広沢直樹君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る十七日、本院は中国地方開発審議会委員に衆議院議員瀧尾弘吉君、同加藤六月君、同高

村坂彦君、同福岡義登君及び同古川雅司君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る十七日、本院は北陸地方開発審議会委員に衆議院議員坂本三十次君、同片岡清一君、同平泉渉君、同古川喜一君及び同西中清君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る十七日、本院は首都圏整備審議会委員に衆議院議員中野四郎君、同濱野清君、同広瀬秀吉君及び同鳥居一雄君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る十七日、本院は豪雪地帯対策審議会委員に衆議院議員笹山茂太郎君、同箕輪登君、同佐藤隆君、同渡辺三郎君及び同古寺宏君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る十七日、本院は離島振興対策審議会委員に衆議院議員櫻内義雄君、同白濱仁吉君、同小沢辰男君、同宮崎茂一君、同中村重光君、同大柴滋夫君及び同谷口是巨君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る十七日、本院は国土開発幹線自動車道建設審議会委員に衆議院議員大平正芳君、同江崎真澄君、同河本敏夫君、同竹下登君、同下平正一君、同齊藤正男君、同宮井泰良君及び同皆林益君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る十七日、本院は台風常襲地帯対策審議会委員に衆議院議員山中貞則君、同江藤隆美君、同谷川寛三君、同川崎寛治君及び同平石磨作太郎君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る十七日、本院は北海道開発審議会委員に衆議院議員篠田弘作君、同本名武君、同田中正巳君、同島田琢郎君及び同斎藤美君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る十七日、本院は日本ユネスコ国内委員会委員に衆議院議員渡部恒三君、同三塚博君、同長谷川正三君及び同有島重武君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る十七日、本院は鉄道建設審議会委員に衆議院議員大平正芳君、同江崎真澄君、同河本敏夫君、同原茂君、同平林剛君及び同石田幸四郎君を指名した旨内閣に通知した。

(要求書受領)

一、今十九日、内閣から、人事官に愛川重義君を任命したので、国家公務員法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今十九日、内閣から、国家公安委員会委員に池田潔君を任命したので、警察法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今十九日、内閣から、中央社会保険医療協議会委員に圓城寺次郎君を任命したので、社会保険審議会及び社会保険医療協議会法第十五条第五項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今十九日、内閣から、航空事故調査委員会委員長に岡田實君を、同委員に上山忠夫君、諏訪

勝義君、八田桂三君及び山口真弘君を任命したので、航空事故調査委員会設置法第六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今十九日、内閣から、公共企業体等労働委員会委員に市原昌三郎君、金子美雄君、隅谷三喜男君、中西實君、原田運治君、舟橋尚道君及び峯村光郎君を任命したので、公共企業体等労働関係法第二十条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(政府委員承認)

一、去る十七日、保利議長は、福田内閣総理大臣申し出の、次の者を第八十回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣審議官 伊豫田敏雄

同 大橋 宗夫

内閣総理大臣官 今泉 昭雄

同 房同和对策室長

内閣総理大臣官房総務審議官 美野輪俊三

公正取引委員会事務官 水口 昭

警察庁刑事局保安部長 吉田 六郎

行政管理庁長官官房審議官 加地 夏雄

防衛庁長官官房防衛審議官 渡邊 伊助

経済企画庁長官官房参事官 岡島 和男

同 柳井 昭司

同 水田 治雄

科学技術庁原子力安全局長 佐藤 兼二

環境庁長官官房審議官 伊勢谷 三樹郎

環境庁企画調整
局環境保健部長 野津 聖

国土庁長官官房審議官 紀 登 孝典

法務大臣官房司
法法制調査部長 賀 集 唱

外務大臣官房審議官 伊 達 邦美

外務省アジア局長 大 森 誠一

外務省経済局長 賀 陽 治憲

外務省条約局外務参事官 村 田 良平

大蔵大臣官房審議官 佐 上 武弘

同 山 内 宏

同 額 田 毅也

同 徳 田 博美

大蔵省理財局長 戸 塚 岩夫

同 吉 岡 孝行

大蔵省国際金融局長 北 田 栄作

厚生大臣官房審議官 金 田 一郎

厚生省環境衛生
局水道環境部長 国 川 建二

農林大臣官房技術審議官 川 田 則雄

農林大臣官房審議官 犬 伏 孝治

同 増 田 甚平

農林省構造改善局長 福 澤 達一

通商産業大臣官房審議官 栗 原 昭平

同 織 田 季明

同 平 林 勉

通商産業省通商政策局長 間 淵 直三

資源エネルギー庁
長官官房審議官 武 田 康

運輸大臣官房審議官 真 島 健

運輸省鉄道監督
局国有鉄道部長 杉 浦 喬也運輸省鉄道監督
局民営鉄道部長 妹 尾 弘人

運輸省自動車局整備部長 大 丸 令門

運輸省航空局長 松 本 操

労働大臣官房審議官 関 英夫

同 松 尾 弘一

同 谷 口 隆志

労働省労働基準
局安全衛生部長 山 本 秀夫労働省職業安定
局失業対策部長 細 見 元

建設省住宅局参事官 救 仁 郷 齊

自治大臣官房審議官 石 原 信雄

同 塩 田 章

同 福 島 深

自治省行政局公務員部長 石 見 隆三

自治省行政局選挙部長 佐 藤 順一

(政府委員退任)
一、昨十八日、福田内閣総理大臣から保利議長あ
て、十八日付をもって警察庁長官官房長鈴木貞
敏は警察庁刑事局長に、警察庁長官官房会計課
長金沢昭雄は警察庁警務局人事課長に、警察庁
交通局長勝田俊男は関東管区警察局長にそれぞ
れ任命され、また同日付をもって警察庁刑事局
長土金賢三は退職したので、いずれも政府委員
としての資格を失った旨の通知を受領した。(理事補欠選任)
一、去る十七日、決算委員会において、次のとお

り理事を補欠選任した。

理事 塚 本 三郎君 (理事塚本三郎君去
る八日委員辞任に
つきその補欠)(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る十七日、議長において、次のとおり常任
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。法務委員
正 森 成二君 補欠 不破 哲三君外務委員
伊 藤 茂君 補欠 高 沢 寅男君大蔵委員
川 崎 寛治君 補欠 塚 田 庄平君辞任
小林 正巳君 補欠 刀 柄 正也君

高 沢 寅男君 補欠 伊 藤 茂君

横 路 孝弘君 補欠 川 崎 寛治君

刀 柄 正也君 補欠 小林 正巳君

社会労働委員
井 上 裕君 補欠 森 山 欽司君

川 本 敏美君 補欠 川 俣 健二郎君

渡 沢 利久君 補欠 武 藤 山治君

不破 哲三君 補欠 浦 井 洋君

川 俣 健二郎君 補欠 川 本 敏美君

武 藤 山治君 補欠 渡 沢 利久君

運輸委員
草 野 威君 補欠 広 沢 直樹君

中 馬 弘毅君 補欠 山 口 敏夫君

広 沢 直樹君 補欠 草 野 威君

山 口 敏夫君 補欠 中 馬 弘毅君

建設委員
井 上 泉君 補欠 高 田 富之君

高 田 富之君 補欠 井 上 泉君

予算委員
森 山 欽司君 補欠 北 川 石松君

武 藤 山治君 補欠 山 田 耻目君

浅 井 美幸君 補欠 石 田 幸四郎君

河 村 勝君 補欠 草 野 威君

浦 井 洋君 補欠 永 末 英一君

山 田 耻目君 補欠 正 森 成二君

石 田 幸四郎君 補欠 武 藤 山治君

草 野 威君 補欠 浅 井 美幸君

永 末 英一君 補欠 広 沢 直樹君

河 村 勝君 補欠 河 村 勝君

決算委員
川 俣 健二郎君 補欠 川 本 敏美君

高 田 富之君 補欠 井 上 泉君

春 田 重昭君 補欠 浅 井 美幸君

山 口 敏夫君 補欠 中 馬 弘毅君

昭和五十二年二月十九日 衆議院會議録第六号 朗読を省略した議長の報告

一一六

井上 泉君 高田 富之君 川本 敏美君 川俣健二郎君 浅井 美幸君 春田 重昭君 中馬 弘毅君 山口 敏夫君 議院運営委員 補欠	大蔵委員 補欠 中川 嘉美君 貝沼 次郎君 社会労働委員 補欠 多賀谷眞稔君 渡部 恒三君	予算委員 補欠 多賀谷眞稔君 村山 喜一君 浅井 美幸君 古川 雅司君 矢野 絢也君 権藤 恒夫君 河村 勝君 坂口 力君 正森 成二君 藤原ひろ子君 村山 喜一君 多賀谷眞稔君 権藤 恒夫君 坂口 力君 高橋 高望君 藤原ひろ子君	之原貞光君外二名提出、参法第一号(予) (議案送付) 文教委員会 付託 一、去る十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出) 一、去る十七日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。 昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案 (調査要求承認) 一、決算委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十七日これを承認した。 国政調査承認要求書 一、調査する事項 一、歳入歳出の実況に関する事項 二、国有財産の増減及び現況に関する事項 三、政府関係機関の経理に関する事項 四、国が資本金を出資している法人の会計に関する事項 五、国または公社が直接または間接に補助金、奨励金、助成金等を交付したまたは貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する事項
玉沢徳一郎君 中西 啓介君 刀祢館正也君 小林 正巳君 中西 啓介君 玉沢徳一郎君 塚田 庄平君 横路 孝弘君 小林 正巳君 刀祢館正也君 一、昨十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 補欠	農林水産委員 補欠 多賀谷眞稔君 渡部 恒三君 農林水産委員 補欠 多賀谷眞稔君 渡部 恒三君	決算委員 補欠 多賀谷眞稔君 村山 喜一君 浅井 美幸君 古川 雅司君 矢野 絢也君 権藤 恒夫君 河村 勝君 坂口 力君 正森 成二君 藤原ひろ子君 村山 喜一君 多賀谷眞稔君 権藤 恒夫君 坂口 力君 高橋 高望君 藤原ひろ子君	之原貞光君外二名提出、参法第一号(予) (議案送付) 文教委員会 付託 一、去る十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出) 一、去る十七日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。 昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案 (調査要求承認) 一、決算委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十七日これを承認した。 国政調査承認要求書 一、調査する事項 一、歳入歳出の実況に関する事項 二、国有財産の増減及び現況に関する事項 三、政府関係機関の経理に関する事項 四、国が資本金を出資している法人の会計に関する事項 五、国または公社が直接または間接に補助金、奨励金、助成金等を交付したまたは貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する事項
柴田 睦夫君 東中 光雄君 東中 光雄君 柴田 睦夫君 地方行政委員 補欠	運輸委員 補欠 多賀谷眞稔君 渡部 恒三君 運輸委員 補欠 多賀谷眞稔君 渡部 恒三君	決算委員 補欠 多賀谷眞稔君 村山 喜一君 浅井 美幸君 古川 雅司君 矢野 絢也君 権藤 恒夫君 河村 勝君 坂口 力君 正森 成二君 藤原ひろ子君 村山 喜一君 多賀谷眞稔君 権藤 恒夫君 坂口 力君 高橋 高望君 藤原ひろ子君	之原貞光君外二名提出、参法第一号(予) (議案送付) 文教委員会 付託 一、去る十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出) 一、去る十七日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。 昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案 (調査要求承認) 一、決算委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十七日これを承認した。 国政調査承認要求書 一、調査する事項 一、歳入歳出の実況に関する事項 二、国有財産の増減及び現況に関する事項 三、政府関係機関の経理に関する事項 四、国が資本金を出資している法人の会計に関する事項 五、国または公社が直接または間接に補助金、奨励金、助成金等を交付したまたは貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する事項
権藤 恒夫君 広沢 直樹君 広沢 直樹君 権藤 恒夫君 法務委員 補欠	建設委員 補欠 多賀谷眞稔君 渡部 恒三君 建設委員 補欠 多賀谷眞稔君 渡部 恒三君	決算委員 補欠 多賀谷眞稔君 村山 喜一君 浅井 美幸君 古川 雅司君 矢野 絢也君 権藤 恒夫君 河村 勝君 坂口 力君 正森 成二君 藤原ひろ子君 村山 喜一君 多賀谷眞稔君 権藤 恒夫君 坂口 力君 高橋 高望君 藤原ひろ子君	之原貞光君外二名提出、参法第一号(予) (議案送付) 文教委員会 付託 一、去る十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出) 一、去る十七日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。 昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案 (調査要求承認) 一、決算委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十七日これを承認した。 国政調査承認要求書 一、調査する事項 一、歳入歳出の実況に関する事項 二、国有財産の増減及び現況に関する事項 三、政府関係機関の経理に関する事項 四、国が資本金を出資している法人の会計に関する事項 五、国または公社が直接または間接に補助金、奨励金、助成金等を交付したまたは貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する事項

二、調査の目的

決算の適正を期するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

昭和五十二年二月十七日

決算委員長 芳賀 貢

衆議院議長 保利 茂殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十八日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、行政機構並びにその運営に関する事項

二、恩給及び法制一般に関する事項

三、国の防衛に関する事項

四、公務員の制度及び給与に関する事項

五、栄典に関する事項

二、調査の目的

国の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期する等のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

昭和五十二年二月十八日

内閣委員長 正示啓次郎

衆議院議長 保利 茂殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、陸運に関する事項

二、海運に関する事項

三、航空に関する事項

四、日本国有鉄道の経営に関する事項

五、港湾に関する事項

六、海上保安に関する事項

七、観光に関する事項

八、気象に関する事項

二、調査の目的

右各事項の実情並びに行政を調査し、その合理化及び振興に関する対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

昭和五十二年二月十八日

運輸委員長 大野 明

衆議院議長 保利 茂殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、建設行政の基本施策に関する事項

二、都市計画に関する事項

三、河川に関する事項

四、道路に関する事項

五、住宅に関する事項

六、建築に関する事項

七、国土行政の基本施策に関する事項

二、調査の目的

建設行政及び国土行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

昭和五十二年二月十八日

建設委員長 北側 義一

衆議院議長 保利 茂殿

(質問書提出)

一、昨十八日、議員から提出した質問主意書は次

のとおりである。

航空法第五十五条の三等の解釈と運用の実態に関する再質問主意書(阿部昭吾君提出)

貸金業に関する質問主意書(横山利秋君提出)

(答弁書受領)

一、昨十八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員小川国彦君提出成田空港の開港に係わる福田内閣の対応に関する質問に対する答弁書

成田空港の開港に係わる福田内閣の対応に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十二年二月二十八日

提出者 小川 国彦

衆議院議長 保利 茂殿

成田空港の開港に係わる福田内閣の対応に関する質問主意書

福田内閣は、発足と同時に成田空港の強行開港に動き出した。よつて、その間の経緯を明らかにすべく福田首相の御見解を賜りたい。

一、一月一日の朝日新聞朝刊(三面)等によれば、運輸省・新東京国際空港公団(以下「公団」という)は、今年を成田空港問題最終結着の年とする方針を決め、開港目標を十一月一日とし、そのため地元千葉県などから出されている環境対策・交通対策などの要求については、「全部の解決を待つては何時開港にこぎつけられるかわ

からない」とし、事実上の見切り発車することにより、五十二年度中結着の公約を果たすとしていると報じられているが、

(1) 「運輸省・公団が、今年を成田空港問題最終結着の年とする方針を決め」たことについて

(イ) 右方針は、何時どのような形で決められたのか。

(ロ) 右の「成田空港問題」とは何を意味するのか。この言葉に包摂される内容のすべてを項目別に明らかにされたい。

(ハ) 右の「最終結着」とは何を意味するのか。この言葉に包摂される内容のすべてを具体的に明示されたい。

(ニ) どのような事情から開港目標を十一月一日とするのか。算定根拠等を具体的に示して、その理由を明らかにされたい。

(ホ) 何故「見切り発車」をせねばならぬ事態となつたのか。

(ヘ) 「五十二年度中結着の公約」は、何時、何処でどのような形で、だれに対してなされたのか。

(ニ) 昨年末の会計検査院の指摘については、運輸省及び公団はどのように受けとめたのか。

(ロ) 「発足十年以来持ち出し一方という前例のない公団のあり方」について、現在に至るまで大蔵省は、どのような指摘をしてきたのか。年度毎の指摘の内容を示されたい。

(7) 五十二年度予算案では、成田開港の時期を何時と設定しているのか、またその根拠は何か。

二 一月八日、川上紀一千葉県知事が田村元運輸相に対し、二十八項目の緊急案件の解決を改めて要請したことについて

(1) 右二十八項目の具体的な内容は何か。

(2) 右二十八項目のうち、開港前に解決すべきとされた十項目は何か。

(3) その他川上知事からどのような要請があつたのか。

(4) 田村運輸相は、川上知事の要請にどのように対応したのか。

(イ) (2)の十項目について

(ロ) 開港時期について

(ハ) 地元要請事項の積み残し、見切り発車について

三 一月十日の川上知事の記者会見の内容について

(1) 同知事は、「懸案の二十八項目が解決しない限り、開港できない」とか、「二十八項目のうち、アクセス問題一つをとつても解決しないと、飛行機は飛べない」と述べているが、これらは適正な見解か。誤りがあれば具体的に指摘されたい。

(2) また同知事は、運輸省側が地元要請事項の積み残し、見切り発車の意向を示唆しているのを「あり得ないことだ」と否定し、「見切り

発車はできるはずがない」と述べているが、これは適正な見解か。誤りがあれば具体的に指摘されたい。

四 一月十一日の閣議では田村運輸相が成田空港の現状について報告し、今後順調に進めば今秋にも開港できるとの見通しを述べ、そして、各関係から活発な意見交換が行われ、このあと福田首相は、「関係各省庁が一致協力して、地元

の了解を得て早急に開港できるようにせよ」と早期開港を誓助したと報じられているが(朝日新聞・読売新聞など)、

(1) 田村運輸相の述べた「今後順調に進めば今秋には開港できる」との見通しは、運輸省と公団の報告のみによるのか。それとも運輸大臣が特別に検討した結果によるものなのか。

(2) 右において、順調な進行のスケジュールを阻害する可能性のある要因を項目別に示されたい。

(3) 田村運輸相の報告では、航空燃料道路の確保と、二基の鉄塔が障害となつて成田開港が遅延していることだつたのか。右二点以外に成田開港を遅延せしめているものがあるれば、それは何か。

(4) 福田首相の指示する早期開港の予定期日は運輸省・公団のいう十一月一日を指すのか。

(5) 福田首相の早期開港の指示は、地元の詳細を得ることが当然の前提となつていゝとしてよいのか。裏返していえば、地元の詳細が得られぬ限り、他の条件がそろつても開港させないということか。

五 右閣議の席上、石原慎太郎環境庁長官から「羽田の混雑状況は、航空安全の点からも、きわめて危険な段階にきている。この際羽田の現状について国民一般にもつとPRしてはどうか」の意見が出された旨報じられているが(読売新聞・千葉日報など)、

(1) 石原環境庁長官の「羽田は過密で危険だ」とする指摘について航空の安全確保もその職責の一つとする田村運輸相は、どのように対応したのか。

(2) 石原環境庁長官の主張の趣旨は、羽田空港が航空機の航行の安定を図ることを目的の一つとする航空法に違背して運用されているということなのか。その他航空法との関係で明らかにされたい。

六 同じく右閣議の席上、前運輸相の石田博英労働相が、地元対策で「大蔵省が十一億円の対策費を渡つたため、今では四百億円でも解決できなくなつた」とかみつき、元大蔵事務次官の鳩山外務相が「みなさん私の方ばかりジロジロみないで」と防戦する場面もあつたと読売新聞の大井啓資記者は一月十八日付の同紙朝刊七面で報じているが、

(1) 福田内閣には、「悪貨が良貨を駆逐する」という体質がないといえるか。

(2) 「大蔵省が十一億円の対策を渡つた」とは如

何なることか。佐藤文生運輸政務次官(当時)が指摘した公団から千葉市へ流れるはずの「環境整備費」を大蔵省が出し渋ったというところなのか。

(3) 右において大蔵省が出し渋った理由は何か。

(4) 石田労働相の右の指摘に対し、長谷川四郎建設相は、運輸省・公団の用地取得に係わる起業地計画の失敗に開港遅延のすべての原因があるとは何故指摘しなかつたのか。

(5) 開港の障害となつていると田村運輸省が指摘した千葉港・新空港間の燃料輸送道路の確保にしても、四千メートル滑走路南側のアプローチエリア内にある二基の鉄塔にしても、それらを新空港の強制収用に係わる起業地計画に含めておきさえすれば、公団と千葉市との関係が事後的におかしくなつても建設大臣の行政処分は影響を受けず、従つて燃料輸送路も確保され、また二基の鉄塔も建設され得ないものであつたと何故石田労働相に長谷川建設相は説明しなかつたのか。

(6) 公団の起業地計画に欠陥があつたからこそ、航空燃料の暫定輸送が必要になり、加えて暫定パイプライン建設のため公団が地元対策としてまず最初に成田市山の作地区に、百万円を支出する形で対処し、次いで同市寺台地区の要求をのみ、これがエスカレートする形で茨城県鹿島地区のほう大な地元要求をの

まざるを得なくなり、結局、安易に「金でケリをつける」という悪しき風潮を作り上げてしまつたのは運輸省・公団ではなかつたのか。

(7) 鳩山外相は何故右の点を指摘しなかつたのか。また、赤字国債まで発行しなければならぬほどのパンク状態の国家財政を処理する責務を有する坊秀男蔵相は、どのように右事態を解釈していたのか。

(8) 運輸省・公団の「金でケリをつける」という処理の仕方が一方で、土地を強制収用されていゝる例えば故小泉よねさんとの対比において、著しい差別をもちたらし、憲法違反の事態を招来すると何故、土地収用法の運用に職責を有する長谷川建設相は指摘しなかつたのか。

七 一月十四日、川上知事が福田首相に二十八項目の緊急案件の早期解決を要請したが、
(1) 川上知事は、二十八項目にわたる要求のそれぞれの実現さるべき時期と成田開港の時期との関係につき、どのような条件をつけたか。

(2) 右について福田首相はどのように対応したか。

(3) 臨時新東京国際空港関係閣僚協議会(以下「閣僚協」という)を、懸案事項の洗い直しと、処理を急ぐため開催するよう園田直官房長官に指示したのか。

(4) 同席した田村運輸相から「羽田空港は、い

つどんな時に事故につながるかわからないほどに危険な状態だ」と現状が報告された(一月十五日付千葉日報一面)とあるが、これは運輸省の判断か。

(5) 右は、運輸大臣自ら羽田空港は航空法に違背して運用されていることを認めたと解釈してよいのか。

(6) 現行の便数制限(一日当たり、ピーク時当たり及び連続する三時間当たり)が安全を確保する上で不適切であれば、どのような措置(便数制限)がとられれば羽田空港は安全となるのか。

(7) 右の措置を実行して来なかつた理由は何か。

(8) 右の措置を実行するつもりか。

八 一月十七日に開催された閣僚協において、田村運輸相から川上知事の二十八項目要求も合わせて「開港までに解決を急ぐ懸案」についての現状の説明があり、これに対し、関係各大臣の意見が出され、年内開港の方針が再確認され、福田首相の「年内開港を実現させるため有言実行の姿勢をもつて各省庁があらゆる困難に立ち向かう」という大号令がかけられたことが報じられている(読売新聞・朝日新聞・千葉日報など)が、
(1) 田村運輸相の説明した「開港までに解決を急ぐ懸案」とは何か。項目別に具体的に示された。
(2) 右閣僚協において坊蔵相が、「金に糸目は

つけない。ご不自由はおかけしません」と述べ、年内開港のため無制限に財政支出する用意のある意向を示しているが、国民経済的観点からして、坊蔵相は、一空港のもつ経済的効果についてどのような認識をもっているのか。

(3) 成田空港の年内開港は、福田内閣の内政最優先事項であるとしてよいのか。

(4) 年内開港の大号令を発し、必要な権限行使し、際限もなく金を使つても、なお十一月一日に成田開港が実現出来なかつた時福田首相はどのような形で責任をとるのか。下野するつもりか。

九 右、閣僚協の記者会見で園田官房長官は、「低空での空中待機が危険きわまりないことは、私は旧軍の経験から熟知している。それが羽田では常態化しているのだから、事故が起きないのが不思議なくらい」と繰り返し強調、促進ムードをかきたてていると報じられている(一月十八日読売新聞七面)が、
(1) 園田長官のいう「低空」とはどの程度の高度を指すのか。

(2) 同じく「低空」での空中待機が危険とする、その危険とはどのような内容をもつた危険性か。

(3) 園田長官が、旧軍の経験から熟知している低空での空中待機の危険性と、航空法の規定に従つて用意された諸施設、各種サービスを

昭和五十二年二月十九日 衆議院會議録第六号

朗読を省略した議長長の報告

前提としての、羽田空港に係わる空中待機の危険性を同一視した根拠・理由は何か。

(4) 羽田空港で事故が起きないのが不思議なくらいとする園田長官は、羽田空港の現下の危険性を、福田内閣の一員として、航空の安全にも連帯して責任を負わねばならぬ立場から、どのような緊急措置を暫定的に講ずべきであるとするのか。また何故、右措置を即刻講じようしないのか。

十 年内開港の発令を免した福田首相は、その実現に全力を傾けるのは当然としても、その権限の行使に当たっては、憲法や関係法令のワクの中で処理されるべきと思考するが、

(1) 福田首相が内閣総理大臣の指名を受けるに当たり、日本国憲法と自らの職責との関係についてどのような認識・決意をもったか。

(2) 田中角榮首相(当時)も、三木武夫首相(当時)も、どんなに緊急性を有する公共事業であつても、法手続に従つてなされねばならないと公式に答弁されているが、福田首相の見解はどうか。

(3) 現在までになされてきた成田空港建設の合憲性、適法性については、年内開港の発令をかけるに当たり、自らの責任で認識したか。どのような内容であつたか。

(4) 前述の大井記者は「上からの問題解決」には思いがけない落とし穴があると福田首相の成田開港への対応を危くしているが、福田首相は、田村運輸相とともに、運輸省・公園の報告のみに依拠したまま、事の真相を知らされていないとは感じなかつたか。

(5) 運輸省・公園とは独立に、成田空港問題の真相を究明する考えは福田首相にはないのか。しからば、それが福田首相の限界としてよいのか。

昭和五十二年二月十八日

衆議院議長 保利 茂殿
内閣総理大臣 福田 赳夫
衆議院議員小川国彦君提出成田空港の開港に係る福田内閣の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を交付する。

【別紙】

衆議院議員小川国彦君提出成田空港の開港に係る福田内閣の対応に関する質問に対する答弁書

一 について
(1) から(4)まで 新東京国際空港の早期開港のため、かねてより努力しているところであるが、御質問の報道については関知するものではない。

(5) 新東京国際空港の第一期計画の諸施設がほぼ完成しながらいまだ開港に至らないということについて問題提起がなされたものと受けとめており、早期開港のため今後とも一層努力することとしている。

(6) 財政資金の投資効果の観点から早期に開港するよう要望している。

(7) 昭和五十二年度予算案においては、諸般の事情を勘案し、昭和五十二年十月開港を想定している。

二及び三について

千葉県知事から要望のあつた二十八項目は、1 東京湾沿岸道路の整備、2 東関東自動車道の整備、3 空港内一般道路の整備、4 総武線(津田沼・千葉間)複々線の整備、5 成田線(佐倉・成田間)の複線化、6 成田線の延伸及び新駅の設置、7 成田駅の橋上駅、8 空港アクセス連絡道路の新設、9 国道五十一号線の整備、10 国道二百九十六号線の存続、11 下水道対策、12 空港周辺農家対策、13 空港構内営業、14 転業者対策、15 空港周辺土地利用法の制定、16 騒音区域の指定、17 防音壁、防音林の設置、18 改築住宅に対する助成、19 冷暖房設備の助成、20 住宅防音工事の補助基準、21 学校等の冷暖房施設の維持管理費、22 損失補償、23 騒音区域の土地買収及び住宅防音工事、24 土地の名義変更、25 代替地管理費等の精算、26 代替地の引渡し、27 航空燃料暫定輸送及び28 「新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」の期限延長であり、このうち特に重点事項とされたのは、1、5、6、7、8、9、15、16、27及び28の十項目である。

これらの要望事項については、誠意をもつて対処することとしている。

四について

(1) 運輸大臣は、運輸省及び新東京国際空港公団において検討した結果を報告したものである。

(2) 及び(3) 当面の開港の障害となつてゐるのは、航空燃料輸送と二基の鉄塔である。

(4) 及び(5) 内閣総理大臣の指示は、関係各省庁が一致協力して、地元の協力を得て早期に開港を図るようとの趣旨であつた。

五及び七の(4)から(8)までについて

東京国際空港においては、航空交通のふくそう緩和を図りその安全を確保するため、その処理能力を超えないよう便数制限を行う等の措置を講じているところであり、航空法に違背して運用されている事実はない。

六について

(1) から(3)まで 御質問の「十一億円の対策」とは、千葉市内のバイパスライン設置に関して千葉市と新東京国際空港公団の間で申合せがなされたものであり、これについて政府部内において検討を行つたが結論を得るに至らなかつたものである。

(4) から(7)まで 新東京国際空港の飛行場に係る土地収用法に基づく事業の認定は適法なものであつた。

なお、飛行場外となる航空保安施設用地及び航空機給油施設用地については、従来、任意買収により取得する方針をとつてきてい

る。

(8) 土地の収用については、法に定められた手続に従ひ行つたものであり、何ら憲法に違反するものではない。

七の(1)から(3)までについて

千葉県知事から内閣総理大臣に対し、二十八項目にわたる要望書が手渡され、早急に諸対策を講ずるよう要請があつた。その後、内閣総理大臣から内閣官房長官に対し関係大臣会議を招集するよう指示がなされたものである。

八について

(1) 新東京国際空港に係る問題点として当日運輸大臣が説明した事項は、航空燃料輸送の確保、新空港・都心間の交通対策、航空機騒音対策、新空港周辺関連公共事業の促進等である。

(2) 予算措置の面で早期開港が阻害されることのないよう配慮しているという趣旨の発言を行つたものである。

(3) 及び(4) 新東京国際空港の早期開港の緊要性に基つき、関係大臣会議においても、内閣総理大臣から、年内開港を目指して関係各大臣が一致協力して努力するよう特段の指示がなされたものである。

九について

内閣官房長官の関係大臣会議後の記者会見における発言の趣旨は、東京国際空港における航空交通のふくそうの状況は好ましい状態にあるとはいえない旨体言を交えて述べたものである。

なお、航空交通の安全を確保するための措置は十分講じられてゐる。

十について 行政事務の処理が憲法及びその他の諸法令に従つてなされるべきことは当然であり、新東京国際空港に関する諸施策についても関係法令の定めるところに従つて行ふこととしている。

なお、今後必要に応じて、随時関係大臣会議を開催して状況の適確な把握に努め、早期開港の実現を目指す所存である。

右答弁する。

内閣総理大臣 福田 赳夫

昭和51年度一般會計補正予算

正補則總算予

第1条 既定の昭和51年度歳入歳出予算総額を下記のとおり補正し、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとする。

区 分	昭和51年度成立 予算額 (千円)	補 正			差 引 額 (千円)	改昭和51年度予 算額 (千円)
		追 加 額 (千円)	修正減少額 (千円)			
歳 入	24,296,011,447	454,223,172 △	100,000,000		354,223,172	24,650,234,619
歳 出	24,296,011,447	611,119,062 △	256,895,890		354,223,172	24,650,234,619

第2条 「財政法」第28条の規定による「歳入予算補正明細書」及び各省各庁の「予定経費補正要求書」並びに「国債・借入金の現在高及び償還年次表に関する補正調書」は、別に添附する。

第3条 昭和51年度一般会計予算総則第6条第1項に定める「財政法」第4条第1項ただし書の規定により昭和51年度において公債を発行することができる限度額「3,525,000,000千円」を「3,725,000,000千円」に改める。

第4条 昭和51年度一般会計予算総則第6条第2項に定める「昭和51年度の公債の発行の特例に関する法律」の規定により公債を発行することができる限度額「3,750,000,000千円」を「3,650,000,000千円」に改める。

第4条 昭和51年度一般会計予算総則第11条第1項の表中、日本国有鉄道が公債により発行する鉄道債券に係る債務につき政府が保証することができる金額の限度「40,000,000千円」を「190,000,000千円」に、「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第2条第2項各号に掲げる法人が発行する債券又は地方債証券のうち外債をもつて支払われるものに係る債務につき政府が保証することができる金額の限度「120,000,000千円」を「166,200,000千円」に改める。

歲入歲出予算補正

入歲

主 管 部 門	公 債 金	公 債 金	公 債 金 特 例 公 債 金	補 正 額			
				追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	差 引 額(千円)	
大 蔵 省	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入 計	200,000,000	△ 100,000,000	100,000,000	
				200,000,000	△ 100,000,000	100,000,000	
				200,000,000	0	200,000,000	
				0	△ 100,000,000	△ 100,000,000	
				254,223,172	0	254,223,172	
	254,223,172	0	254,223,172				
		254,223,172	0	254,223,172			
		454,223,172	△ 100,000,000	354,223,172			
歳 入 補 正 額 総 計				454,223,172	△ 100,000,000	354,223,172	

所 管	組	機	項	補 正			差 引	額(千円)
				追 加 額(千円)	修正減少額(千円)	額		
国 会	衆 議 院 参 議 院 国 立 国 会 追 迫 裁 判 官 裁 判 所 裁 判 官 弾 劾 裁 判 所 国 会 所 管 補 正 額 合 計	衆 議 院 参 議 院 国 立 国 会 追 迫 裁 判 官 裁 判 所 裁 判 官 弾 劾 裁 判 所 国 会 所 管 補 正 額 合 計	400,764	△	6,329	△	393,935	
			348,275	△	4,441	△	343,834	
			67,249	△	25,247	△	42,002	
			523	△	264	△	259	
			466	△	125	△	341	
			817,277	△	36,906	△	780,371	
			0	△	55,029	△	55,029	
			0	△	20,969	△	20,969	
			0	△	75,998	△	75,998	
			0	△	805	△	805	
裁 判 所	裁 判 所 最 高 裁 判 所 下 級 裁 判 所 計 裁 判 所 検 察 官 裁 判 所 検 察 官 裁 判 所 管 補 正 額 合 計	裁 判 所 最 高 裁 判 所 下 級 裁 判 所 計 裁 判 所 検 察 官 裁 判 所 検 察 官 裁 判 所 管 補 正 額 合 計	0	△	55,029	△	55,029	
			0	△	20,969	△	20,969	
			0	△	75,998	△	75,998	
			0	△	805	△	805	
			0	△	76,803	△	76,803	
			40,585	△	34,986	△	5,599	
			0	△	60,925	△	60,925	
			0	△	1,058	△	1,058	
			0	△	10,786	△	10,786	
			0	△	916	△	916	
会 計 検 査 院 内 閣 内 閣 法 制 局 内 閣								

青少年対策本部	国勢調査費	0	△	4,242	△	4,242
	計	0	△	534,261	△	534,261
青少年健全育成対策費		0	△	707	△	707
国民健康体力増強費		0	△	52,286	△	52,286
計		0	△	14,226	△	14,226
北方対策本部		0	△	67,219	△	67,219
日本学術委員会		0	△	7,742	△	7,742
公正取引委員会		0	△	6,957	△	6,957
警察庁		968	△	10,514	△	9,546
警察研究所		0	△	441,498	△	441,498
科学警察本部		0	△	4,084	△	4,084
計		21,283	△	983		20,300
公営調整委員会		21,283	△	446,565	△	425,282
宮内庁		0	△	2,479	△	2,479
行政管理局		0	△	2,566	△	2,566
行政統計研修協力費		94,800	△	27,212		67,588
行政情報処理調査研究費		0	△	193	△	193
計		0	△	4,675	△	4,675
北海道開発庁		94,800	△	32,080		62,720
北海道開発計画費		105,991	△	12,446		93,545
北海道開発指導監督費		0	△	6,501	△	6,501
北海道治水事業費		0	△	24,190		24,190
北海道治水事業諸費		5,132,380		0		5,132,380
北海道治山事業費		72,140		0		72,140
北海道海岸事業費		321,750		0		321,750
振興油税等財源北海道道路整備事業費		137,000		0		137,000
北海道道路整備事業費		2,081,000		0		2,081,000
		1,238,050		0		1,238,050

[illegible]

海洋開発調査研究促進費	0	△	11,054	△	11,054
原子力平和利用研究促進費	130,458	△	373,256	△	242,798
国立機関原子力試験研究費	0	△	19,355	△	19,355
放射能調査研究費	0	△	15,277	△	15,277
科学技術庁試験研究所	0	△	19,086	△	19,086
資源調査所	0	△	2,328	△	2,328
計	174,123	△	884,139	△	660,016
環境庁	0	△	86,647	△	86,647
環境保全総合調査研究促進調査費	0	△	9,500	△	9,500
国立機関公害防止等試験研究費	0	△	58,389	△	58,389
公害防止等調査研究費	0	△	17,943	△	17,943
自然公園等管理費	0	△	218,885	△	218,885
国立公害研究所	0	△	5,966	△	5,966
計	0	△	397,330	△	397,330
沖繩開発庁	0	△	17,772	△	17,772
沖繩振興開発計画調査費	0	△	2,609	△	2,609
沖繩保健衛生等対策諸費	0	△	393	△	393
沖繩農業振興費	0	△	93	△	93
沖繩開発事業指導監督費	0	△	2,509	△	2,509
揮発油税等財源沖繩道路整備事業費	447,000		0		447,000
沖繩開発事業費	1,189,800		0		1,189,800
計	1,636,800	△	23,376		1,613,424
国土庁	40,293	△	1,064,138	△	1,023,845
国土計画基礎調査費	0	△	75,000	△	75,000
国土調査費	0	△	144,811	△	144,811
小笠原諸島復興事業費	0	△	355	△	355
揮発油税等財源離島道路整備事業費	494,000		0		494,000
離島振興事業費	1,361,050		0		1,361,050

水資源開発事業費		計		△		△	
3,912,338	0	3,912,338	4,523,377				
5,807,681	1,284,304	△	26,342,639				
33,754,720	7,412,081	△					
総計							
総理府所管補正額合計							
法務省							
法務省	0	△	62,382	△	62,382		
法務省	0	△	5,641	△	5,641		
外国人登録事務費	7,006	△	2,296		4,710		
計	7,006	△	70,319	△	63,313		
法務総合研究所	0	△	10,861	△	10,861		
法務総合研究所 国連犯罪防止アジア地域研修 協力費	0	△	2,457	△	2,457		
計	0	△	13,318	△	13,318		
法務局	0	△	47,224	△	47,224		
法務局	0	△	41,418	△	41,418		
登記諸費	0	△	88,642	△	88,642		
計	0	△	3,654		47,470		
検察庁	51,124	△	19,429	△	19,429		
検察庁	0	△	23,083		28,041		
矯正官署	51,124	△	31,456		53,426		
矯正官署	0	△	2,817	△	2,817		
矯正官署	0	△	5,077	△	5,077		
更生保護官署	565,732	△	39,350		526,382		
更生保護官署	0	△	1,803	△	1,803		
更生保護官署	19,421	△	4,946		14,475		
更生保護官署	19,421	△	6,749		12,672		
計	19,421	△	35,330	△	35,330		
地方入国管理官署	0	△	1,414	△	1,414		
地方入国管理官署	0	△	36,744	△	36,744		
計	0	△	54	△	54		
公安審査委員会	0	△					

昭和五十一年二月十九日 衆議院會議録第六号 昭和五十一年度一般会計補正予算(第1号)及び同報告書

文 化 庁 研 究 所	文 化 本 芸 術 計	文 部 省 所 管 補 正 額 合 計		△	△	△	△
		厚 生 省	厚 生 本 省				
0	0	11,402	0	△	130,309	△	8,170
0	0	10,949	0	△	5,395	△	29,646
9,960	0	0	0	△	9,291	△	154,007
34,480,265	0	268,238	0	△	40,374	△	30,391,680
	0	0	0	△	457	△	227,864
	0	3,697	0	△	7,337	△	457
	0	0	0	△	3,644	△	3,644
	0	3,591,554	0	△	65,832	△	3,525,722
	0	1,388,356	0	△	21,305	△	1,312,051
	0	256,170	0	△	1,863	△	253,307
	0	3,376,762	0	△	12,615	△	3,364,137
	0	21,837	0	△	1,394	△	20,443
	0	0	0	△	99,079	△	99,079
	0	2,470,070	0	△	45,047	△	2,425,023
	0	4,301	0	△	3,342	△	959
	0	14,650	0	△	593	△	14,057
	0	0	0	△	6,800	△	6,800
	0	10,373,288	0	△	559	△	10,372,729
	0	0	0	△	12,065	△	12,065
	0	2,728,267	0	△	0	△	2,728,267
	0	0	0	△	3,225	△	3,225
	0	24,463,531	0	△	470,526	△	23,993,005
	0	0	0	△	13,074	△	13,074

厚生本省試験研究機関

厚生本省試験研究所

昭和五十二年二月十九日 衆議院公報第六六六号 昭五十二一年度第一回臨時決算(第一号)及び同臨時決算

農 林 省	農 林 本 省	血清等製造及検定費		検 疫 計		検 疫 所	
		0	△	0	△	0	△
		2,016	△	15,090	△	7,220	△
		115,085	△	5,575	△	109,510	△
		14,474	△	5,834	△	8,640	△
		0	△	539	△	539	△
		0	△	6,100	△	6,100	△
		24,593,090	△	510,884	△	24,082,206	△
		0	△	41,474	△	41,474	△
		0	△	1,615,869	△	1,615,869	△
		53,711,876	△	45,485	△	53,666,391	△
		0	△	86,260	△	86,260	△
		88,638	△	1,958,671	△	1,870,033	△
		0	△	611,889	△	611,889	△
		529	△	5,366	△	4,837	△
		14,891	△	18,575	△	3,684	△
		0	△	293,003	△	293,003	△
		0	△	7,033,507	△	7,033,507	△
		0	△	120	△	120	△
		137,457	△	107,790	△	79,667	△
		0	△	761,797	△	761,797	△
		0	△	20,800,000	△	20,800,000	△
		0	△	250,216	△	250,216	△
		1,757,000	△	561	△	1,786,439	△
		0	△	10,739	△	10,739	△
		185,200	△	0	△	185,200	△
		16,207,125	△	0	△	16,207,125	△

農用地開発事業費	1,852,270	0	1,852,270
特定地域農業開発事業費	241,230	0	241,230
農業施設災害復旧事業費	25,095,000	0	25,095,000
計	99,371,216	33,641,322	65,729,894
農林水産技術会議	0	5,789	5,789
農林水産技術振興費	9,503	151,767	142,264
計	9,503	157,556	148,053
農林本省試験研究機関	0	46,114	46,114
農林本省検査指導機関	0	49,298	49,298
農林本省農政当局	0	4,271	4,271
土地改良事業等工事諸費	140,983	0	140,983
計	140,983	4,271	136,712
北海道統計情報事務所	0	362	362
食糧管理費	0	2,987	2,987
食糧計	0	114,004	114,004
林野計	0	116,991	116,991
林業振興監督費	0	10,194	10,194
山林事業指導監督費	51,180	50,365	815
山林事業指導監督費	0	1,490	1,490
治山事業費	5,716,550	0	5,716,550
林道事業費	760,000	0	760,000
山林施設災害復旧事業費	1,998,000	0	1,998,000
林業試験場	0	6,565	6,565
計	8,525,730	68,614	8,457,116
水産調査採取費	0	15,382	15,382
漁業調査振興費	12,384	43,533	31,149
水産調査振興費	400,712	445,676	44,964
漁港整備事業指導監督費	0	547	547

農 林 省 所 管 補 正 額 合 計	海 岸 事 業 費	218,900	0	△	218,900
	漁港施設災害復旧事業費	1,427,000	0	△	1,427,000
	水産庁試験研究所	0	9,207	△	9,207
	真珠検査研究所	0	189	△	189
	水産大学校	0	5,106	△	5,106
	北海道さけ・ますふ化場	0	4,298	△	4,298
	計	2,058,986	523,988	△	1,535,058
		110,106,428	34,608,466	△	75,497,962
通 商 産 業 省	通 商 産 業 本 省 費	0	1,144,285	△	1,144,285
	商工鉱業統計調査費	0	20,062	△	20,062
	経済協力調査費	0	211,183	△	211,183
	工業再配置促進対策費	0	1,829	△	1,829
	民間輸送機関発費	0	3,257	△	3,257
	電子計算機産業振興対策費	0	373,402	△	373,402
	情報処理振興対策費	0	62,265	△	62,265
	繊維工業構造改善対策費	0	6,994	△	6,994
	臨時繊維産業特別対策費	0	50,107	△	50,107
	工業用水道事業費	375,806	0	△	375,806
	計	375,806	1,873,384	△	1,498,028
通 商 産 業 本 省 検 査 機 関 工 業 技 術 院	通 商 産 業 本 省 検 査 所	0	7,956	△	7,956
	工業技術振興費	0	11,522	△	11,522
	鉱工業技術振興費	0	214,270	△	214,270
	大型工業技術研究開発費	0	223,013	△	223,013
	新エネルギー技術研究開発費	0	81,648	△	81,648
	工業技術院試験研究所	0	74,930	△	74,930
	計	0	605,383	△	605,383
	資源エネルギー庁	0	9,121	△	9,121
	資源エネルギー庁	0	9,121	△	9,121
	資源エネルギー庁	0	9,121	△	9,121

昭和五十二年二月十九日 衆議院會議録第六号 昭和五十一年度一般会計補正予算(第1号)及び同報告書

職 業 安 定 官 署 勞 働 省 所 管 補 正 額 合 計	建 設 省	建 設 本 省	建 設 本 省	職 業 安 定 官 署 補 正 額 合 計	△	26,461
0		0	△	26,461	△	26,461
256,681		0	△	116,017	△	140,664
0		0	△	211,255	△	211,255
0		0	△	516,000	△	516,000
5,566		0	△	8,502	△	2,936
0		0	△	5,945	△	5,945
0		0	△	23,885	△	23,885
41,794,247		0	△	0	△	41,794,247
640,000		0	△	0	△	640,000
598,000		0	△	0	△	598,000
8,555		0	△	0	△	8,555
34,345,675		0	△	0	△	34,345,675
11,574,602		0	△	0	△	11,574,602
23,647,170		0	△	0	△	23,647,170
13,204,000		0	△	0	△	13,204,000
50,144,000		0	△	0	△	50,144,000
11,843		0	△	0	△	11,843
421,000		0	△	0	△	421,000
10,387,000		0	△	0	△	10,387,000
186,781,658		0	△	765,587	△	186,016,071
0		0	△	113,270	△	113,270
0		0	△	5,180	△	5,180
0		0	△	2,283	△	2,283
2,035		0	△	0	△	2,035
2,035		0	△	2,283	△	248
186,783,688		0	△	886,820	△	185,897,378

昭和五十二年二月十九日 衆議院會議錄第六号 昭和五十一年第一號會議補正各案(表1号)及(2号)同附片書

「財政法」第四條第一項ただし書の規定による公債の追加発行予定額二〇〇、〇〇〇百万円、

「昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律」の規定による公債発行予定額の減少額一〇〇、〇〇〇百万円に伴う公債金収入を計上したものである。

2 前年度剰余金受入 二五四、二二三百万円

昭和五十一年度の新規剰余金のうち、揮発油税及び石油ガス税精算額に相当する額と「財政法」第六條の剰余金との合算額を計上したものである。

歳出

1 公共事業関係費の追加 二六三、八一六百万円

景気の着実な回復に資するとともに防災対策の強化を図る等のために必要な経費である。

(1) 一般公共事業関係費 一七三、六四七百万円

(2) 災害復旧等事業費 九〇、一六九百万円

2 農業保険費 五三、一三七百万円

低温、暴風雨等による水稲、麦、りんご等の減収等に伴い、農業共済再保険特別会計の農業勘定及び果樹勘定の再保険金支払財源に不足をきたすことが見込まれるので、一般会計から同特別会計の農業勘定及び果樹勘定へ再保険金支払財源不足金を繰り入れるために必要な経費五、一〇九百万円及び共済金を早期に支払うため、農業共済基金が農業共済組合連合会に対し貸し付ける農業共済保険金支払資金に係る利子交付金二、〇二八百万円である。

3 給与改定費 四二、六六六百万円

昨年八月十日行われた人事院勧告を尊重して国家公務員の給与改善を昭和五十一年四月一日より実施するとともに、期末手当及び勤勉手当の減額をあわせて行うこととし、これに伴い差引必要となる経費である。

4 義務的経費の追加 二七、八八七百万円

義務的経費の不足額を補てんするために必要な経費である。

(1) 義務教育費国庫負担金 一三、一四九百万円

(2) 公立養護学校教育費国庫負担金 一、二八九百万円

(3) 生活保護費 九二百万円

(4) 老人医療費 一、八七八百万円

(5) 国民健康保険助成費 九、七〇三百万円

(6) 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計へ繰入 三八四百万円

(7) 米価改定に伴う増加経費 一、三九二百万円

5 国債整理基金特別会計へ繰入 二一七、六六一百万円

公債等償還財源に充てるため「財政法」第六條に基づく昭和五十一年度の決算上の剰余金の国債整理基金特別会計への繰入れ並びに公債発行予定額が追加されること等に伴う事務取扱費等として、一般会計から国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費である。

6 その他の経費 五、九五三百万円

国立学校等の授業料の改定時期を当初予定より延期したことに伴う授業料収入の減少を補てんするため、国立学校特別会計への繰入れを行う経費並びに国立病院の医薬品等購入費の増加に伴い既定予算に不足が生ずると見込まれるので国立病院特別会計へ必要な財源の一部を繰入れる経費及び糖価安定事業団が国内産糖の買入れ及び売戻しを行うことにより生ずる財源の不足見込額を補てんするため、同事業団に交付金を交付するに必要な経費である。

7 既定経費の節減 九六、八九六百万円

8 公共事業等予備費の減額 一五、〇〇〇百万円

9 予備費の減額 一四五、〇〇〇百万円

二 本補正予算の可決理由

本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となつた事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十二年二月十九日

衆議院議長 保利 茂殿

予算委員長 坪川 信三

昭和五十一年度特別会計補正予算(特第1号)

右

国会に提出する。

昭和五十一年二月三日

内閣総理大臣 福田 赳夫

昭和五十一年度特別会計補正予算
予 算 総 則 補 正

第1条 次に掲げる各特別会計の昭和五十一年度歳入歳出予算補正は、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げる
とおりとする。

大蔵省所管	国債整理基金
	外国為替資金
文部省所管	国立学校
厚生省所管	国立病院
農林省所管	農業共済再保険
	国有林野事業
	特定土地改良工事

建設省所管 道路整備 水

治

第2条 道路整備特別会計において、「財政法」第15条第1項の規定により昭和五十一年度において国が債務を負担する行為の追加は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。

第3条 「財政法」第28条及び各特別会計法の規定による各特別会計の「歳入歳出予算補正予算計算書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」は、別に添付する。

第4条 昭和五十一年度特別会計予算総則第7条の各特別会計の借入金の限度額の表中、特定土地改良工事特別会計の限度額「29,500,000千円」を「29,900,000千円」に改める。

第5条 昭和五十一年度特別会計予算総則第16条第1項の資金及び積立金の長期運用予定額の規定中、資金運用部資金の一般会計において新たに発行される昭和五十一年度の国債(昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律)の規定により発行される国債を含む。)に対する運用「1,000,000,000千円」を「1,013,800,000千円」に改め、同項の表中

5	特定土地改良工事特別会計	29,500,000千円	0千円
5	特定土地改良工事特別会計	29,900,000千円	0千円
9	日本国鉄道	743,600,000千円	60,000,000千円

9 日本国有鉄道	799,600,000千円	60,000,000千円
10 日本電信電話公社	17,000,000千円	26,000,000千円

を 10 日本電信電話公社	17,000,000千円	46,000,000千円
------------------	--------------	--------------

に改める。

甲号 歳入歳出予算補正

所 管	特 別 会 計	款	項	補 正 額		
				追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	差 引 額(千円)
大 蔵 省	国 債 整 理 基 金	入	他 会 計 よ り 受 入	236,235,428	△ 39,384,559	196,850,869
			運 用 収 入	236,235,428	△ 39,384,559	196,850,869
			前 年 度 剩 余 金 受 入	3,664,070	0	3,664,070
			雑 収 入	644,826	0	644,826
			前 年 度 剩 余 金 受 入	644,826	0	644,826
			雑 収 入	1,168	0	1,168
			雑 収 入	1,168	0	1,168
			歳 入 補 正 額	240,545,492	△ 39,384,559	201,160,933
			歳 入 補 正 額	240,545,492	△ 39,384,559	201,160,933
			歳 入 補 正 額	240,545,492	△ 39,384,559	201,160,933
外 国 為 替 資 金	入	出	国 債 整 理 基 金 支 出	239,811,260	△ 39,650,327	201,160,933
			外国為替等売買差益	20,356,140	0	20,356,140
			運 用 収 入	20,356,140	0	20,356,140
			雑 収 入	58,358	△ 27,839,059	△ 27,780,701
			雑 収 入	58,358	△ 27,839,059	△ 27,780,701
			雑 収 入	1,810	0	1,810
			雑 収 入	1,810	0	1,810
			歳 入 補 正 額	20,416,308	△ 27,839,059	△ 7,422,751
			歳 入 補 正 額	20,416,308	△ 27,839,059	△ 7,422,751
			歳 入 補 正 額	20,416,308	△ 27,839,059	△ 7,422,751

[illegible]

[illegible]

水 出	水 勘 定 入	水 勘 定 入				水 勘 定 入			
		歳 入	補 正 額	歳 入	補 正 額	歳 入	補 正 額	歳 入	補 正 額
歳 出	歳 入	地方公共団体工事費負担金収 入				地方公共団体工事費負担金収 入			
		6,386,044	0	6,386,044	0	6,386,044	0	6,386,044	0
		57,037,371	0	57,037,371	0	57,037,371	0	57,037,371	0
		35,153,585	0	35,153,585	0	35,153,585	0	35,153,585	0
		2,633,050	0	2,633,050	0	2,633,050	0	2,633,050	0
		12,889,000	0	12,889,000	0	12,889,000	0	12,889,000	0
		916,000	0	916,000	0	916,000	0	916,000	0
		651,000	0	651,000	0	651,000	0	651,000	0
		761,000	0	761,000	0	761,000	0	761,000	0
		3,358,000	0	3,358,000	0	3,358,000	0	3,358,000	0
歳 入	歳 出	日本道路公団等事業助成費 有料道路整備資金貸付金 道路事業工事諸費				日本道路公団等事業助成費 有料道路整備資金貸付金 道路事業工事諸費			
		150,000	0	150,000	0	150,000	0	150,000	0
		525,736	0	525,736	0	525,736	0	525,736	0
		57,037,371	0	57,037,371	0	57,037,371	0	57,037,371	0
		42,477,644	0	42,477,644	0	42,477,644	0	42,477,644	0
		53,300	0	53,300	0	53,300	0	53,300	0
		6,410,822	0	6,410,822	0	6,410,822	0	6,410,822	0
		2,025,891	0	2,025,891	0	2,025,891	0	2,025,891	0
		2,025,891	0	2,025,891	0	2,025,891	0	2,025,891	0
		50,967,657	0	50,967,657	0	50,967,657	0	50,967,657	0

出	入	歳入	歳出	歳入	歳出
河川事業費	24,488,931	0	24,488,931		
北海道河川事業費	4,073,940	0	4,073,940		
河川総合開発事業費	11,696,400	0	11,696,400		
北海道河川総合開発事業費	138,000	0	138,000		
水資源開発公団交付金	3,194,150	0	3,194,150		
砂防事業費	5,820,100	0	5,820,100		
北海道砂防事業費	300,980	0	300,980		
離島治水事業費	760,400	0	760,400		
沖繩治水事業費	106,000	0	106,000		
治水事業工事諸費	388,756	0	388,756		
	50,967,657	0	50,967,657		
一般会計より受入	7,763,258	0	7,763,258		
地方公共団体工事費負担金収入	1,386,109	0	1,386,109		
電気事業者等工事費負担金収入	1,819,773	0	1,819,773		
電気事業者等工事費負担金収入	1,819,773	0	1,819,773		
歳入補正額	10,969,140	0	10,969,140		
多目的ダム建設事業費	9,516,200	0	9,516,200		
北海道多目的ダム建設事業費	1,099,640	0	1,099,640		
沖繩多目的ダム建設事業費	300,000	0	300,000		
工事諸費等治水勘定へ繰入	53,300	0	53,300		
	10,969,140	0	10,969,140		

丁号 国庫債務負担行為補正

所 管	特 別 会 計	事 項	限 度 (千円)	行 為 年 度	国 庫 の 負 担 年 度	事 由
建設省	道路整備	直轄道路新設及び改築事業 既 定 追 加 改 定	64,485,000 2,870,000 67,355,000	昭和51年度 同 -	昭和51年度以内 昭和51年度及び 昭和52年度 同 -	一般国道鹿兒島3号大平橋架設工事ほか8箇所の新設及び改築工事には、多くの日数を要するものがあるため
		并轄直轄道路改築事業 既 定 追 加 改 定	450,000 180,000 580,000	昭和51年度 同 -	昭和51年度及び 昭和52年度 同 -	一般国道381号与那原玉城道路改築工事には、多くの日数を要するものがあるため

昭和五十一年度特別会計補正予算(特第1号)に関する報告書

一 本補正予算の要旨

本補正予算は、一般会計予算補正等に関連して、農業共済再保険特別会計、治水特別会計等九特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。

本補正予算の概略は次のとおりである。(単位未満四捨五入)

1 国債整理基金特別会計

	歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
補正		
追加	一四〇、五四五	一三九、八一
修正減少	三九、三八五	三八、六五〇

2 外国為替資金特別会計

	歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
差引	二〇一、一六〇	二〇一、一六一
補正		
追加	二〇、四一六	一八、五七五
修正減少	二七、八三九	二五、九九八
差引	七、四三三	七、四三三
3 国立学校特別会計		
補正		
追加	歳 入(百万円)	歳 出(百万円)

昭和五十二年二月十九日 衆議院會議録第六号 昭和五十一年度特別会計補正予算(特第1号)及び同報告書

4 国立病院特別会計			
追加	九、六二四	六、八三二	
修正減少	△ 五、〇〇六	△ 二、二二五	
差引	四、六一八	四、六一七	
(1) 病院勘定			
歳入(百万円)	歳出(百万円)		
補正			
追加	八、〇六九	八、七八九	
修正減少	△ 三四	△ 七五四	
差引	八、〇三五	八、〇三五	
(2) 療養所勘定			
補正			
追加	一、五三九	一、九四九	
修正減少	△ 三二	△ 四四二	
差引	一、五〇七	一、五〇七	
5 農業共済再保険特別会計			
低溫、暴風雨等による減収に伴う再保険金支払財源不足見込み額に充てるため等の補正を行うものである。			
(1) 農業勘定	歳入(百万円)		
補正			
追加	七六、六七四	七六、六七四	
修正減少	〇	〇	
6 国有林野事業特別会計			
治山勘定	歳入(百万円)		
補正			
追加	六、二二一	六、二二一	
修正減少	〇	〇	
差引	六、二二一	六、二二一	
7 特定土地改良工事特別会計			
補正			
追加	一、五二七	一、八〇一	
修正減少	〇	△ 二七四	
差引	一、五二七	一、五二七	
8 道路整備特別会計			
補正			
追加	五七、〇三七	五七、〇三七	
修正減少	〇	〇	
差引	五七、〇三七	五七、〇三七	
(2) 果樹勘定			
補正			
追加	五、八四六	五、八四六	
修正減少	〇	〇	
差引	五、八四六	五、八四六	
9 果樹勘定			
追加	七六、六七四	七六、六七四	
修正減少	△ 五、〇〇六	△ 二、二二五	
差引	四、六一八	四、六一七	

修正減少 〇
 差引 五七、〇三七
 9 治水特別会計 歳入(百万円) 歳出(百万円)
 五七、〇三七

(1) 治水勘定

補正

追加

修正減少

差引

(2) 特定多目的ダム建設工事勘定

補正

追加

修正減少

差引

二 本補正予算の可決理由

本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となつた事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
 右報告する。

昭和五十一年二月十九日

衆議院議長 保利 茂殿

予算委員長 坪川 信三

昭和五十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)

国会で提出する。

昭和五十一年二月三日

内閣総理大臣 福田 赳夫

昭和五十一年度政府関係機関補正予算
 予算総則補正

第1条 次に掲げる各政府関係機関の昭和五十一年度収入支出予算補正は、「甲号収入支出予算補正」に掲げるとおとする。

日本国
 日本電信公社

第2条 昭和五十一年度政府関係機関予算総則第1条第1項の日本国国鉄道の借入金等の限度額の表中

長期借入金及び鉄道債券	943,600,000千円
イ 長期借入金、政府引受債及び政府保証債	
ロ イ以外の鉄道債券	404,800,000

長期借入金及び鉄道債券	1,049,600,000千円
イ 長期借入金、政府引受債及び政府保証債	
ロ イ以外の鉄道債券	482,800,000

に改める。

第3条 昭和51年度政府関係機関予算総則第16条第1項に定める日本国有鉄道がその職員に対して支給する基準内給与の額「870,122,437千円」を「878,576,912千円」に、基準外給与の額「514,833,250千円」を「510,531,252千円」に、給与の総額「1,384,955,687千円」を「1,389,107,164千円」に改める。

第4条 昭和51年度政府関係機関予算総則第21条第1項の日本電信電話公社の借入金等の限度額の表中

電信電話債券及び長期借入金 イ 政府引受債 ロ 「電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律」第2条から第8条までの規定による引受け又は受益者の引受けにより発行するもの ハ イ及びロ以外のもの	43,000,000千円 427,000,000 674,800,000
---	--

電信電話債券及び長期借入金 イ 政府引受債 ロ 「電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律」第2条から第8条までの規定による引受け又は受益者の引受けにより発行するもの ハ イ及びロ以外のもの	63,000,000千円 427,000,000 784,800,000
---	--

に改める。

第5条 昭和51年度政府関係機関予算総則第25条第1項に定める日本電信電話公社がその職員に対して支給する基準内給与の額「545,811,250千円」を「553,517,837千円」に、基準外給与の額「370,621,133千円」を「374,141,559千円」に、給与の総額「916,432,388千円」を「927,659,396千円」に改める。

甲号 収入支出予算補正

政府関係機関	項	補正額			差引額(千円)
		追加額(千円)	修正減少額(千円)	額	
日本国有鉄道	収入	0	△ 339,631,095	△	339,631,095
	運輸収入	287,552,088	0	△	287,552,088
	資本勘定より受入	287,552,088	△ 339,631,095	△	52,079,007
	収支	給与其他諸費	6,476,812	0	6,476,812

資 本 勘 定 入 出	鐵 道 債 券 及 借 入 金	入 入	184,000,000	0	184,000,000	184,000,000
	損 益 勘 定 入	入	287,552,088	0	287,552,088	287,552,088
工 事 勘 定 入 出	工 事 勘 定 入	入	287,552,088	0	103,552,088	103,552,088
	支 出 補 正 額	入	0	0	103,552,088	184,000,000
資 本 勘 定 入 出	資 本 勘 定 入	入	0	0	103,552,088	103,552,088
	基 礎 勘 定 入	入	0	0	48,965,000	48,965,000
工 事 勘 定 入 出	一 般 勘 定 入	入	0	0	18,150,000	18,150,000
	車 輛 勘 定 入	入	0	0	38,700,160	38,700,160
東 北 新 幹 線 勘 定 入 出	東 北 新 幹 線 勘 定 入	入	0	0	2,184,840	2,184,840
	總 計 勘 定 入	入	272,937	0	272,937	0
日 本 電 信 公 社 勘 定 入 出	日 本 電 信 公 社 勘 定 入	入	0	0	552,088	552,088
	損 益 勘 定 入	入	0	0	103,825,025	103,552,088
電 信 勘 定 入 出	電 信 勘 定 入	入	0	0	9,615,000	9,615,000
	電 信 勘 定 入	入	0	0	297,172,000	297,172,000
電 信 勘 定 入 出	電 信 勘 定 入	入	0	0	4,262,000	4,262,000
	電 信 勘 定 入	入	0	0	0	0

昭和五十二年二月十九日 衆議院會議第六号 昭和五十一年度政府関係機關補正予算(機第1号)及(公)同報告書

支 出	入 額	△	4,217,000	△	4,217,000
雑 収 入 補 正 額	0	△	4,217,000	△	4,217,000
給 与 其 他 諸 費	0	△	315,266,000	△	315,266,000
営 業 費	11,142,459		0		11,142,459
保 守 費	2,887	△	3,834,782	△	3,831,895
管 理 共 通 費	1,914	△	5,201,773	△	5,199,859
利 子 及 債 務 取 扱 諸 費	196	△	11,000,707	△	11,000,511
資 本 勘 定 繰 入 費	3,420,806		0		3,420,806
資 子 繰 入 費	0	△	276,797,000	△	276,797,000
支 出 補 正 額	0	△	33,000,000	△	33,000,000
損 益 勘 定 繰 入 料	14,568,262	△	329,834,262	△	315,266,000
設 備 入 金	0	△	276,797,000	△	276,797,000
電 信 電 話 債 券 及 借 入 額	0	△	33,266,000	△	33,266,000
収 入 補 正 額	134,263,000		0		134,263,000
債 券 及 借 入 金 等 債 還 入	134,263,000	△	310,063,000	△	175,800,000
建 設 勘 定 繰 入 額	0	△	25,800,000	△	25,800,000
支 出 補 正 額	0	△	150,000,000	△	150,000,000
資 本 勘 定 繰 入 費	0	△	175,800,000	△	175,800,000
電 信 電 話 建 設 費	96,376	△	150,000,000	△	150,000,000
電 局 舎 建 設 費	0	△	106,617,191	△	106,520,815
諸 施 設 費	3,823	△	33,975,210	△	33,975,210
総 支 出 補 正 額	1,474,326	△	10,982,124	△	10,978,301
	1,574,525	△	0	△	1,474,326
			151,574,525		150,000,000

昭和五十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)に関する報告書

一 本補正予算の要旨

本補正予算は、日本国有鉄道及び日本電信電話公社について、運賃・料金改定の実施期日の遅延による減収及び削減が予定されていた工事経費の一部回復等に伴う所要の補正措置を講ずるものである。

両政府関係機関の補正予算の概要は次のとおりである。

1 日本国有鉄道

日本国有鉄道の運賃改定の実施期日が当初予算における予定(六月一日)よりも遅れ、十一月六日となったこと等による運輸収入の減収に伴い、損益勘定等において所要の補正を行うものである。

	収入(百万円)	支出(百万円)
(1) 損益勘定		
当初	二、七〇七、三五九	二、七〇七、三五九
補正		
追加	二八七、五五二	七、八八二
修正減少	△ 三三九、六三一	△ 五九、九六一
計	二、六五五、二八〇	二、六五五、二八〇
(2) 資本勘定		
当初	一、三五八、四〇〇	一、三五八、四〇〇
補正		
追加	一八四、〇〇〇	二八七、五五二
修正減少	〇	△ 一〇三、五五二
計	一、五四二、四〇〇	一、五四二、四〇〇
(3) 工事勘定		
当初	八三七、〇五四	八三七、〇五四
補正		
追加	〇	二七三
修正減少	△ 一〇三、五五二	△ 一〇三、八二五

2 日本電信電話公社

電報電話料金改定の実施期日が当初予算における予定(六月一日)よりも遅れ、十一月十七日となったことによる電信収入・電話収入等の減収に伴い、損益勘定等において所要の補正を行うものである。

	収入(百万円)	支出(百万円)
(1) 損益勘定		
当初	二、七八一、〇八一	二、七八一、〇八一
補正		
追加	〇	△ 一四、五六八
修正減少	△ 三一五、二六六	△ 三三九、八三四
計	二、四六五、八一五	二、四六五、八一五
(2) 資本勘定		
当初	二、二〇九、九二八	二、二〇九、九二八
補正		
追加	一三四、二六三	〇
修正減少	△ 三一〇、〇六三	△ 一七五、八〇〇
計	二、〇三四、一二八	二、〇三四、一二八
(3) 建設勘定		
当初	一、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇
補正		
追加	〇	一、五七五
修正減少	△ 一五〇、〇〇〇	△ 一五一、五七五
計	一、三五〇、〇〇〇	一、三五〇、〇〇〇

二 本補正予算の可決理由

本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となった事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十二年二月十九日

衆議院議長 保利 茂殿

予算委員長 坪川 信三

昭和五十二年二月十九日 衆議院會議録第六号

農業共済再保険特別会計における農作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律案

右
国会に提出する。

昭和五十二年二月三日

内閣総理大臣 福田 赳夫

農業共済再保険特別会計における農作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律

(一般会計からの繰入れ)

第一条 政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定における農作物共済に係る再保険金及び果樹勘定における果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるため、昭和五十一年度において、一般会計から、農業共済再保険特別会計の農業勘定に四百五十二億六千六百六十一万円、同特別会計の果樹勘定に五十八億四千二百七十三万円を限り、繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定又は果樹勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)第六條第二項(同條第三項

の規定により果樹勘定について準用する場合を含む。)の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、それぞれ当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

(農業勘定における積立金の歳入への繰入れ)

第二条 政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるため、昭和五十一年度において、同勘定の積立金を同勘定の歳入に繰り入れることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

昭和五十一年度において低温、暴風雨等による水稲、麦、りんご等の被害が異常に発生したことにより農業共済再保険特別会計の農業勘定及び果樹勘定に生ずる再保険金の支払財源の不足に充てるための資金を、同年度において、一般会計からこれらの勘定に繰り入れる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業共済再保険特別会計における農作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

昭和五十一年度において農業共済再保険特別会計に生ずる農作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるため、同年度において、一般会計から、農業共済再保険特別会計の農業勘定に四百五十二億六千六百六十一万円、同特別会計の果樹勘定に五十八億四千二百七十三万円を限り、繰り入れることができることとする。同時に、同特別会計の農業勘定の積立金を同勘定の歳入に繰り入れることができることとするものである。

なお、この一般会計からの繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定又は果樹勘定において決算上の剰余が生じた場合において、同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、それぞれ当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならないこととしている。

二 議案の可決理由

昭和五十一年度において低温及び台風等による水稲、麦、りんご等の減収に伴い、農業共済再保険特別会計の農業勘定及び果樹勘定の再保険金支払財源に不足をきたすことが見込まれるので、一般会計から同特別会計の農業勘定及び果樹勘定へ再保険金支払財源不足金を繰り入れるとともに、同特別会計の農業勘定の積立金を同勘定の歳入に繰り入れることができること

とする。これは適切妥当な措置であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に伴う予算措置

昭和五十一年度の補正予算において、一般会計から農業共済再保険特別会計の農業勘定への繰入金四百五十二億六千六百六十一万円及び同特別会計の果樹勘定への繰入金五十八億四千二百七十三万円を計上するとともに、同特別会計の農業勘定の積立金三百十四億七百六十四万五千円を同勘定の歳入に繰り入れることとしている。

右報告する。

昭和五十二年二月十八日

大蔵委員長 小淵 恵三
衆議院議長 保利 茂殿

昭和五十一年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和五十二年二月三日

内閣総理大臣 福田 赳夫

昭和五十一年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(昭和五十一年法律第八十五号)の一

農業共済再保険特別会計における農作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
昭和五十一年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

部を次のように改正する。

題名中「昭和五十年」の下に「及び昭和五十一年度」を加える。

第二項中「第二号を除く。」と「の下に」「控除した額」とあるのは、「控除した額」及び当該年度の前年度の揮発油税等の収入額の予算額が同年度の揮発油税等の収入額の決算額に不足するときの当該不足額の合算額」とを加える。

本則に次の一項を加える。

3 昭和五十二年における道路整備緊急措置法第三条の規定の適用については、同条第一項中「次の各号」とあるのは、「次の各号(第二号を除く。)」とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

最近の経済情勢等にかんがみ、道路整備事業の実施の一層の促進を図るため、昭和五十一年度における道路整備事業費の財源の特例等を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十年における道路整備費の財源の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

昭和五十二年二月十九日 衆議院会議録第六号

昭和五十年における道路整備費の財源の特例等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

本案は、現下の厳しい財政事情にかんがみ、景気対策の一環として追加される道路整備費の財源を確保するため、道路整備緊急措置法のいわゆる特定財源に関する規定の特例措置を設け、本来、昭和五十二年の道路整備費の財源に充てべき昭和五十年の揮発油税等の収入見込額に対する増収額に相当する金額約三百七十四億円を、昭和五十一年度の同財源に充てようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行されることとなつてゐる。

二 議案の可決理由

本案は、最近の経済情勢等にかんがみ、道路整備事業の実施の促進を図るために妥当の措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十二年二月十八日

建設委員長 北側 義一

衆議院議長 保利 茂殿

昭和五十二年二月十九日 衆議院會議録第六号

一五四

明治三十五年三月三十一日

所

東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七